

I 働く女性の状況

1 概況

平成11年の女性労働力人口は2,755万人、前年に比べ12万人の減(0.4%減)となり、昭和50年以降24年ぶりの減少となった。一方、男性は前年に比べ2万人の減(0.1%減)であった。また、労働力人口総数に占める女性の割合は40.6%で、前年より0.1%ポイント低下した。

労働力人口の減少に対し、女性の15歳以上人口が前年に比べ0.6%増加したため、女性の労働力率(労働力人口/15歳以上人口)は、49.6%と前年より0.5%ポイント低下した。労働力率が50%を割ったのは、平成元年以降10年ぶりである。

女性の雇用者数は2,116万人で前年に比べ8万人減(0.4%減)で、前年に引き続き減少となった。一方、男性は前年に比べ28万人減(0.9%減)であった。雇用者総数に占める女性の割合は、男性雇用者数の減少のほうが大きかったため前年より0.1%ポイント増加し、39.7%であった。

女性雇用者総数が減少する中で、女性雇用者のうち週間就業時間35時間未満の短時間雇用者数(非農林業)は、前年より17万人増の773万人と前年比2.2%増で、休業者を除く女性雇用者(非農林業)に占める割合は37.4%(前年比0.9%ポイント増)であった。

その他、産業別には卸売・小売業、飲食店及びサービス業等で、職業別には保安・サービス職業従事者等の女性雇用者数の増加の動きがみられたが、一方、減少した主な産業・職業は産業別では製造業で16万人減少し、職業別では増加し続けていた事務従事者が10万人減と比較可能な昭和28年以降初めて減少した。

女性の完全失業者数は123万人で前年(111万人)に比べ12万人増(10.8%増)と、平成3年以降9年連続して増加し、完全失業率も4.5%(男性4.8%)と前年に比べ0.5%ポイント上昇し、比較可能な昭和28年以降で過去最高となった。

女性の非労働力人口は2,790万人で前年に比べ43万人増加(1.6%増)となった。

平成10年における女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、22万6,800円(前年比0.7%増)となり、増加はしたものの前年の伸び率(平成9年1.8%増)を下回った。

平成10年の規模5人以上事業所の女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は、139.2時間(前年比1.3%減)、うち所定内労働時間は134.7時間(同1.2%減)で、いずれも減少した。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

イ 女性の労働力人口は昭和50年以降24年ぶりの減少

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成11年の女性の労働力人口(就業者+完全失業者)は2,755万人で、前年に比べ12万人、0.4%の減(10年7万人増、0.3%増)で、昭和50年以降24年ぶりの減少となった。労働力人口のうち、就業者が24万人減、完全失業者は12万人増であった。一方、男性の労働力人口は4,024万人で、前年より2万人減であり、前年に引き続き減少した。労働力人口総数に占める女性の割合は、40.6%で前年より0.1%ポイント低下した(付表1)。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

□ 女性の労働力率は10年ぶりに50%を割る

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、平成9年は前年より上昇したが、平成10年に前年より0.3%ポイント、平成11年には、同0.5%ポイント低下し49.6%となった。労働力率が50.0%を割ったのは平成元年以降10年ぶりである。一方男性の労働力率も前年より0.4%ポイント低下し、76.9%となった。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

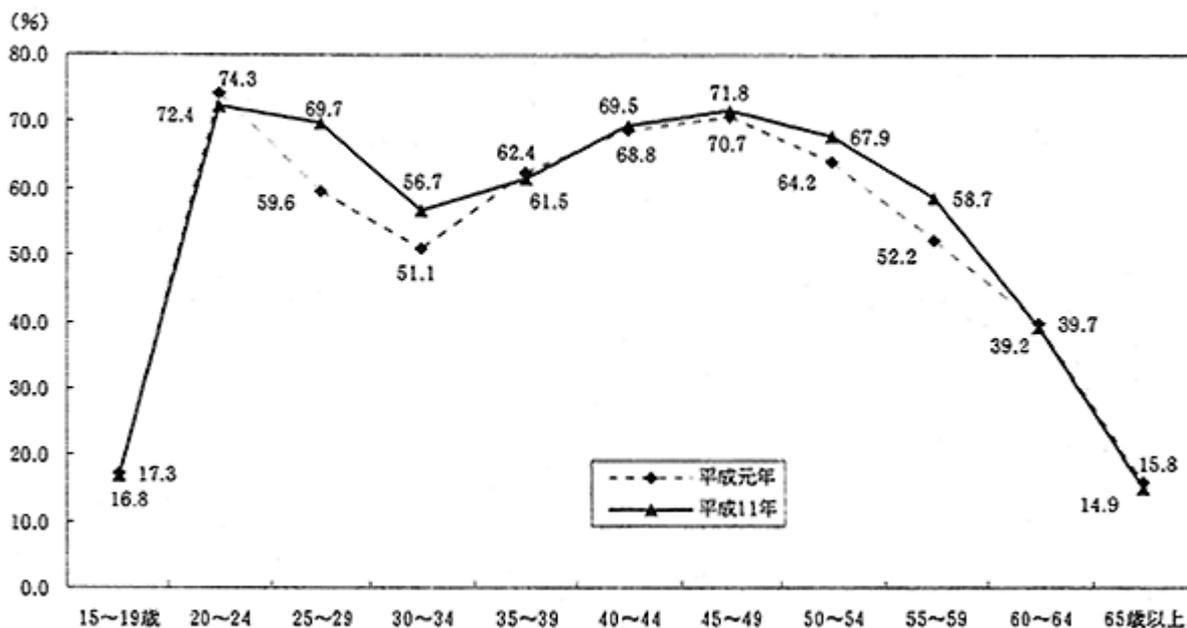
ハ ボトムが再び上昇した女性のM字型カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフにしてみると、20～24歳層(72.4%)と45～49歳層(71.8%)を左右のピークとし、30～34歳層(56.7%)をボトムとするM字型カーブを描いている。前年と比較すると、30～34歳層で0.9%ポイント、25～29歳層で0.5%ポイント上昇している一方、20～24歳層で1.0%ポイント、35～39歳層、40～44歳層で0.7%ポイント低下している。前年低下したM字型のボトムを形成している30～34歳層で再び上昇に転じた。

これを10年前(平成元年)と比べると、15～19歳層、20～24歳層、35～39歳層、65歳以上で若干低下しているものの、その他の年齢層においてはいずれも高まっており、M字型カーブは全体的に上方にシフトしている。25～29歳層では10.1%ポイントと大幅に上昇するとともに、M字型のボトムである30～34歳層でも5.6%ポイント上昇している。また、50～54歳層で3.7%ポイント、55～59歳層で6.5%ポイント上昇と中高年齢層での上昇幅も大きい(第1-1図、付表2)。

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

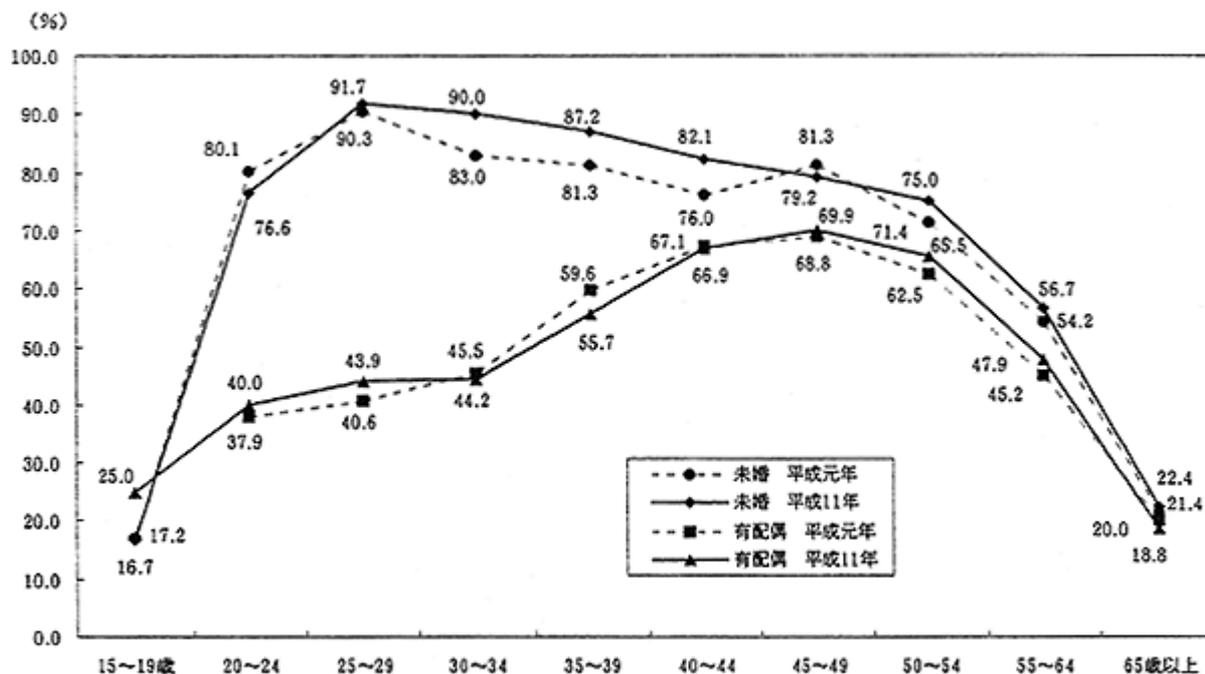
二 有配偶者の労働力率は再び低下

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では62.2%(前年差0.3%ポイント上昇)、有配偶では50.0%(同0.6%ポイント低下)、死別・離別では31.4%(同0.6%ポイント低下)となっている。未婚では昭和63年以降一貫して上昇しているが、有配偶では、平成3年を境に低下傾向を示しており、前年に引き続き低下した。前年には6年ぶりに上昇した死別・離別であるが、平成11年は再び低下している(付表3)。

年齢階級別にみた未婚者の労働力率を10年前(平成元年)と比較すると、30～34歳層、35～39歳層、40～44歳層で労働力率が上昇しており、この層が未婚の女性労働力率を押し上げている(第1-2図)。

第1-2図 配置関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)

第1-2図 配置関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

I 働く女性の状況
2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
(1) 労働力人口
ホ 増加が続く非労働力人口

女性の非労働力人口は2,790万人となり、前年と比べ43万人増加(前年比1.6%増)した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,701万人(非労働力人口に占める割合61.0%)、通学は387万人(同13.9%)、高齢者などのその他は701万人(同25.1%)となっている。前年に比べ、家事専業者は28万人増加(前年比1.7%増)、通学者は2万人減少(同0.5%減)、その他は16万人増加(同2.3%増)であった。非労働力人口は平成4年から増加傾向にあるが、その増加幅は縮小する傾向にあった。しかし、厳しい雇用情勢の影響のためか平成10年以降は増加幅が拡大している(付表4)。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(2) 就業者

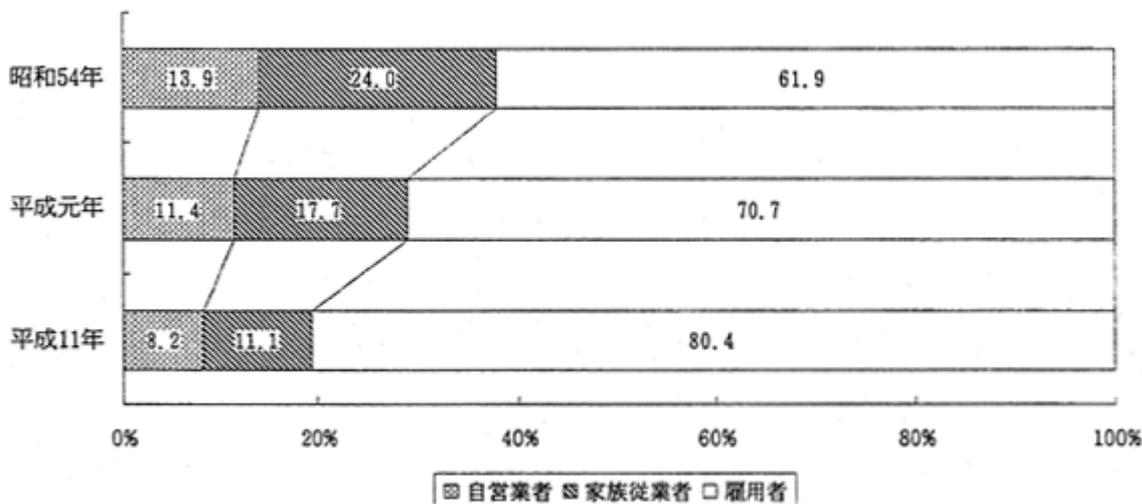
イ 女性の就業者数は減少

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成11年の女性の就業者数は2,632万人で前年より24万人減少(前年比0.9%減)した。男性の就業者数も3,831万人で前年より27万人減少(同0.7%減)し、前年に引き続き男女とも減少した(付表5)。

女性の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者が2,116万人(女性の就業者総数に占める割合は80.4%)、家族従業者が291万人(同11.1%)、自営業者が217万人(同8.2%)であった。家族従業者は減少傾向が続く一方、雇用者は増加傾向にあったが、平成10年以降は2年連続で減少しており、平成11年においては前年に比べ8万人減少した。2年連続で増加していた自営業も、平成11年には前年より7万人減少した(前年比3.1%減)。家族従業者、自営業者の減少幅が大きいことにより、雇用者数は減少したが、就業者に占める雇用者数の割合は高まっている(第1-3図)。

第1-3図 従業上の地位別女性就業者の割合

第1-3図 従業上の地位別女性就業者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 女性の完全失業者

イ 完全失業者数、完全失業率ともに過去最高水準

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成11年の女性完全失業者は123万人(前年差12万人増)となり男性(194万人、前年差26万人増)とともに大幅に増加した。平成11年の女性の完全失業率は4.5%と前年より0.5%ポイント上昇(男性は4.8%で前年より0.6%ポイント上昇)しており、男女ともこれまでにない高さとなった(付表8)。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 女性の完全失業者

□ 若年層で大きく上昇

平成11年の女性の完全失業率を年齢階級別にみると、15～19歳層が9.5%と最も高く、20～24歳層で7.9%、25～29歳層で7.1%と若年層が高く、45～49歳層で2.9%、50～54歳層で3.0%、65歳以上で0.5%など中高年齢層では比較的低くなっている。前年と比較するとほぼ各年齢層で上昇しており、特に20～24歳層で1.0%ポイント、50～54歳層で0.8%ポイント上昇している。

男性の完全失業率も、女性と同様に若年層が高くなっている(15～19歳層15.1%、20～24歳層9.3%)が、女性とは異なり60～64歳層で10.2%と高くなっているのが特徴的である。

男女で比較すると、25歳から44歳までの各年齢層では女性の失業率が高く、特に30～34歳層では2.0%ポイント、25～29歳層では1.5%ポイント女性のほうが高くなっている(第1-1表、第1-4図)。

第1-1表 年齢階級別完全失業率

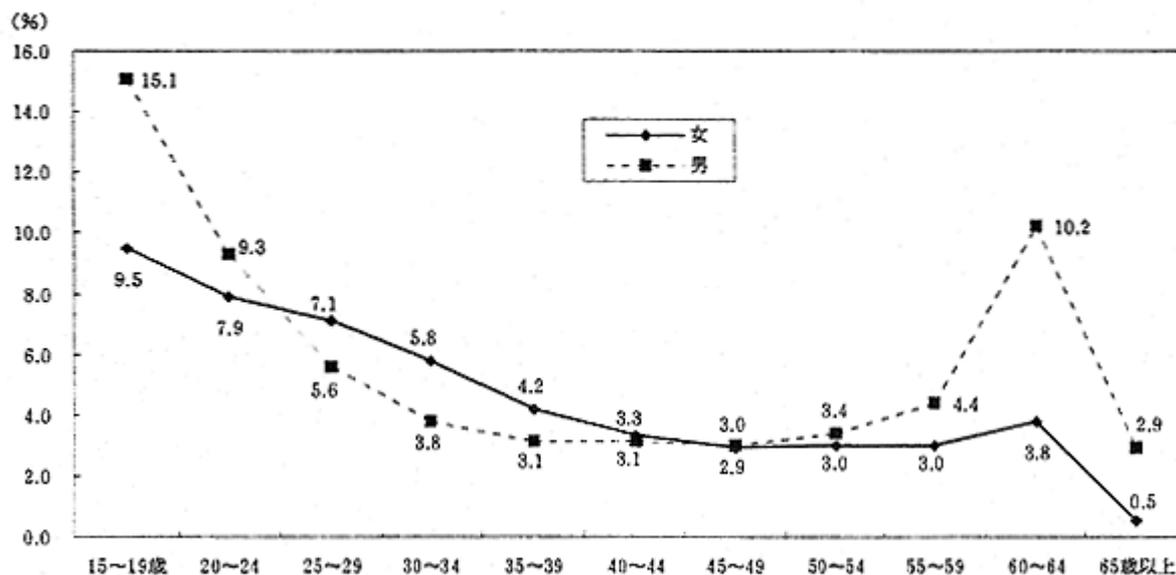
第1-1表 年齢階級別完全失業率

		(%)											
		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
女	平成10年	4.0	9.1	6.9	6.7	5.6	3.7	2.9	2.4	2.2	2.8	3.1	0.6
	平成11年	4.5	9.5	7.9	7.1	5.8	4.2	3.3	2.9	3.0	3.0	3.8	0.5
	前年差	0.5	0.4	1.0	0.4	0.2	0.5	0.4	0.5	0.8	0.2	0.7	-0.1
男	平成10年	4.2	12.0	7.3	4.9	3.1	2.8	2.8	2.4	2.7	3.6	10.0	2.6
	平成11年	4.8	15.1	9.3	5.6	3.8	3.1	3.1	3.0	3.4	4.4	10.2	2.9
	前年差	0.6	3.1	2.0	0.7	0.7	0.3	0.3	0.6	0.7	0.8	0.2	0.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

第1-4図 年齢階級別完全失業率

第1-4図 年齢階級別完全失業率

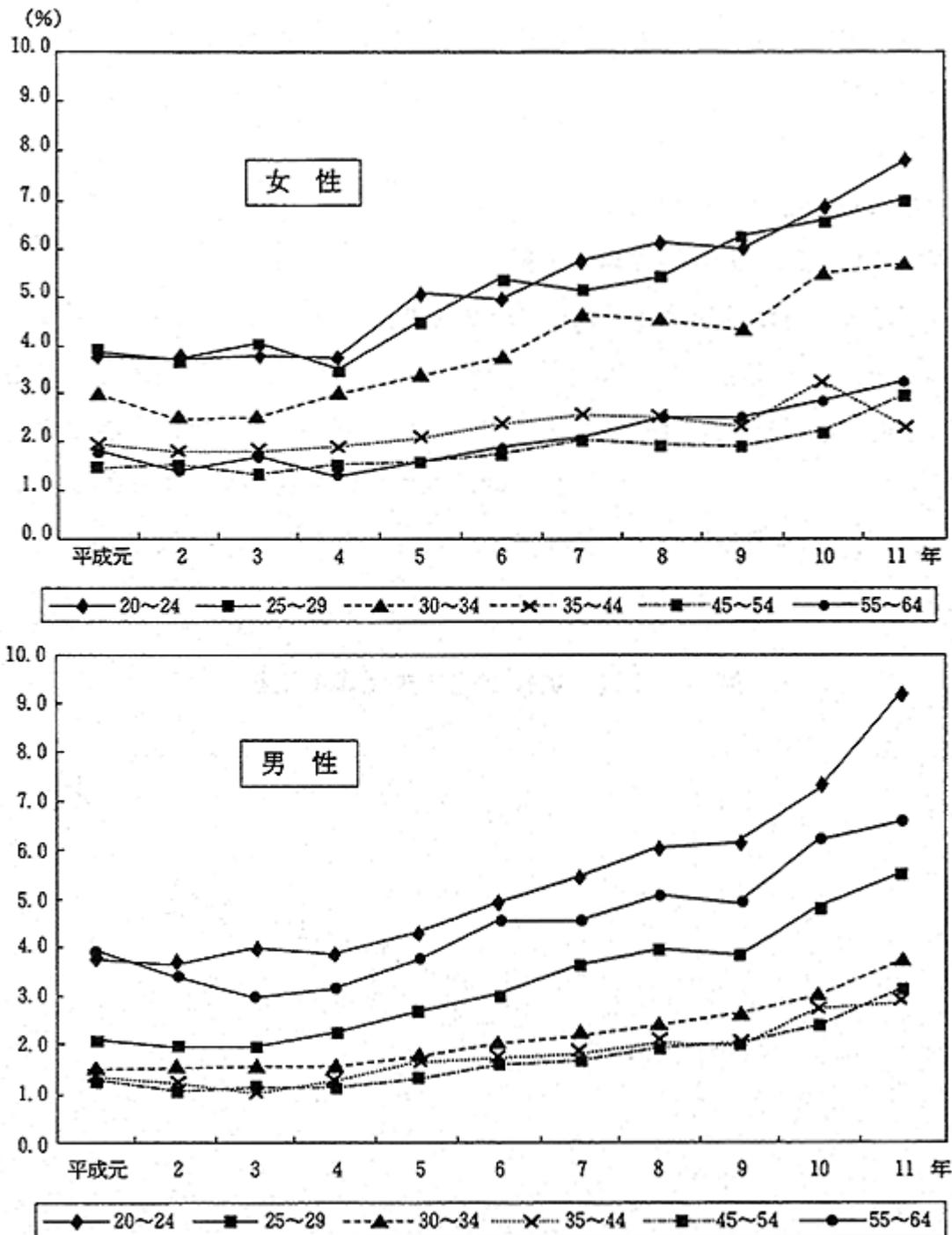


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」(平成11年)

年齢階級別の失業率を年推移で見ると、男女とも若年層である20～24歳層、25～29歳層の失業率が上昇している。男性は高齢層である55～64歳層の失業率の上昇が、女性は30～34歳層の失業率の上昇が特徴的な動きとなっている。また、平成10年、11年の特徴としては、男女ともこれまで比較的安定的な動きを示していた45～54歳層などでも上昇していることがあげられる(第1-5図)。

第1-5図 年齢階級別完全失業率の推移

第1-5図 年齢階級別完全失業率の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

I 働く女性の状況
2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
(3) 女性の完全失業者
ハ 非自発的な離職の割合が増加

女性の完全失業者を求職理由別にみると、自発的な離職による者(自分又は家族の都合)が52万人(女性の完全失業者数に占める割合42.3%)、非自発的な離職による者(人員整理・事業所不振・定年等)が30万人(同24.4%)、学卒未就職者が6万人(同4.9%)、その他の者(収入を得たい、時間に余裕ができた等の理由で新たに仕事を探し始めた者)が30万人(同24.4%)となっており、例年どおり、自発的な離職者の割合が高い結果となっているが、その割合は前年と比べると、1.1%ポイントと低下し、逆に非自発的な離職者の割合が1.9%ポイント上昇している(付表9)。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

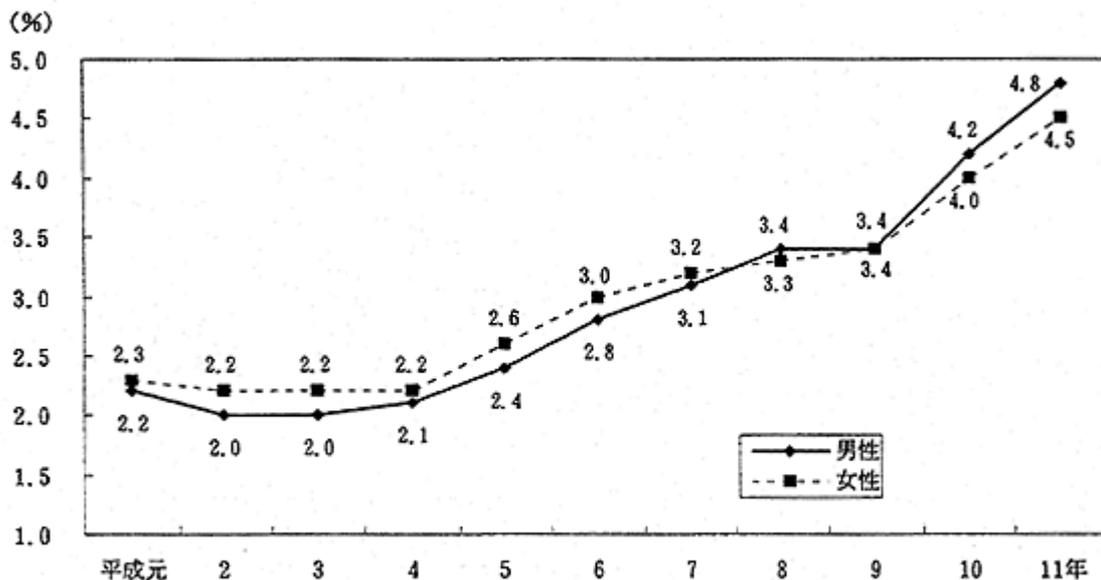
(4) 女性の失業をめぐる状況

イ 平成5年以降、失業率は年々上昇

バブル崩壊後、我が国経済は長期的にわたる低迷が続いたことから、平成5年以降は概ね、男女とも完全失業率は上昇傾向にあり、特に近年は雇用情勢の悪化により大幅に上昇し、平成11年は女性4.5%、男性は4.8%となり、比較可能な昭和28年以降で最も高水準になっている。バブル期以降で最も失業率が低かった年(女性は平成4年、男性は平成3年)と比較すると、女性は2.3%ポイント、男性は2.8%ポイント上昇している(第1-6図)。

第1-6図 男女別完全失業率の推移

第1-6図 男女別完全失業率の推移

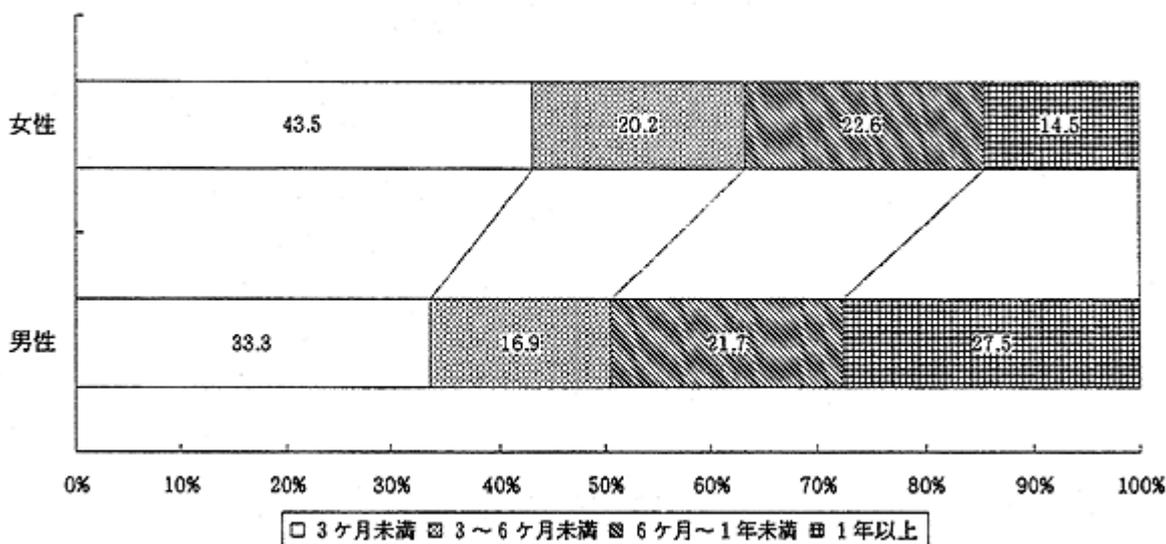


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

また、失業期間をみると、女性は男性に比べ短期間になっているが(失業期間3ヶ月未満の失業者の割合は女性43.5%、男性33.3%)、これは探している仕事の形態が「パート・アルバイト」としている女性失業者の割合が男性に比べ高いため(女性46.8%、男性23.3%)、主に「正規の職員・従業員」を探している男性失業者(女性47.6%、男性63.5%)に比べ職に就きやすいことや、女性の失業者の方が、若年者の割合が高いことが理由だと考えられる(第1-7図、第1-8図)。

第1-7図 失業期間別、完全失業者の割合

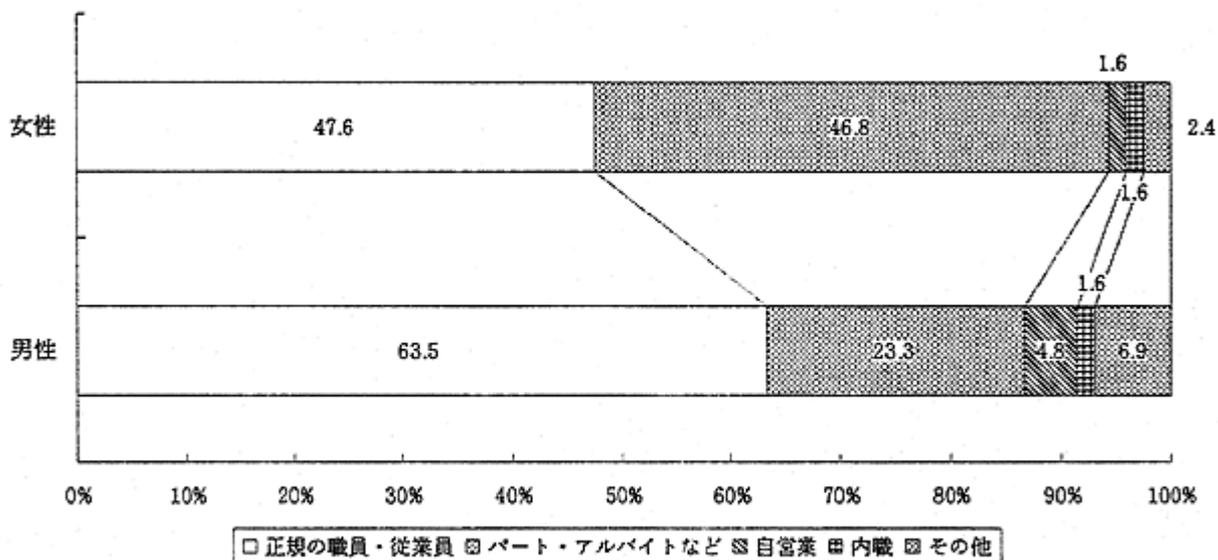
第1-7図 失業期間別、完全失業者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成11年2月)

第1-8図 探している仕事の形態別完全失業者割合

第1-8図 探している仕事の形態別完全失業者割合

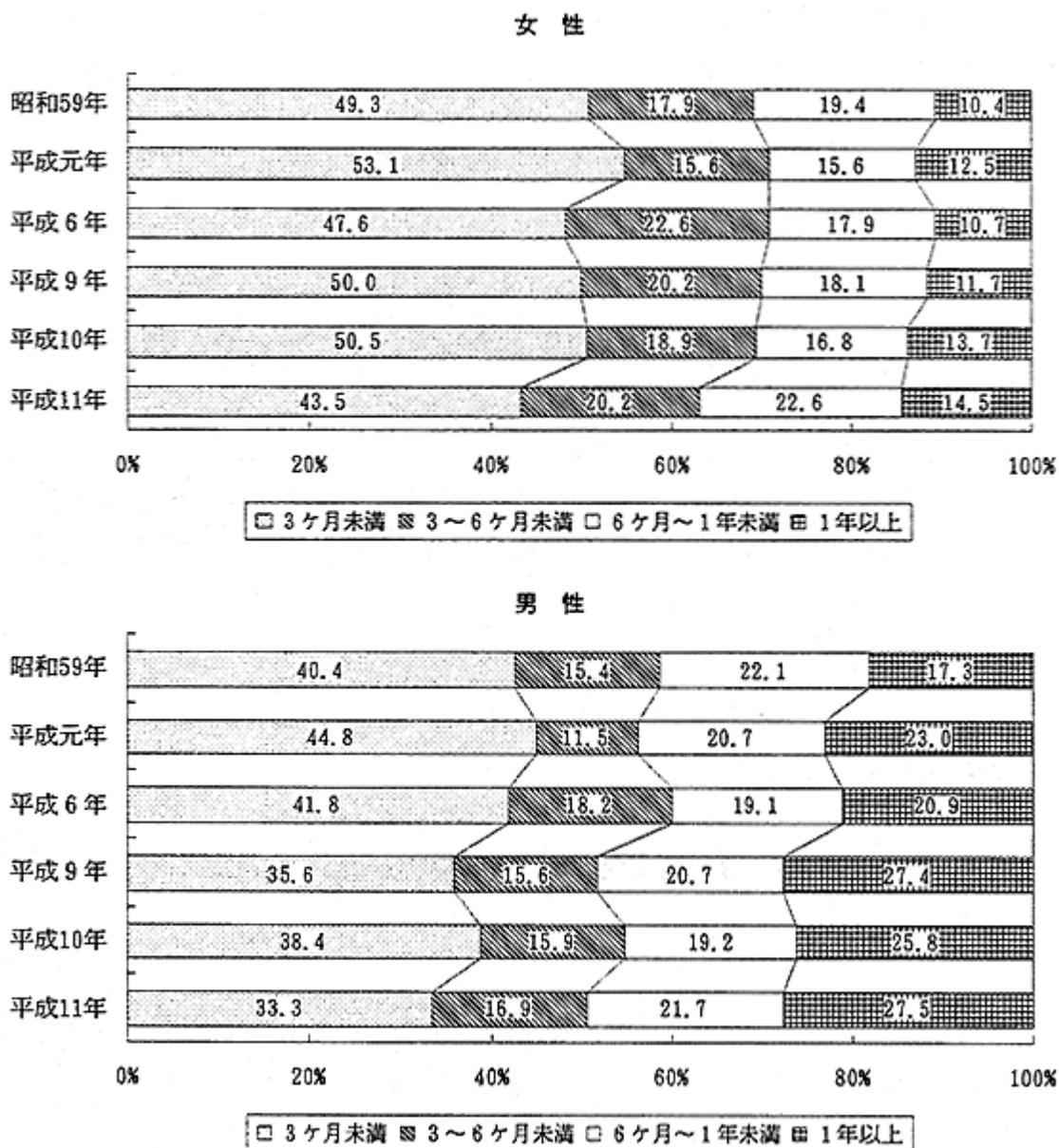


資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成11年2月)

しかし、女性の失業期間も厳しい雇用状況により、男性と同様長期化する傾向にある(第1-9図)。

第1-9図 失業期間別、完全失業者割合の推移

第1-9図 失業期間別、完全失業者割合の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(4) 女性の失業をめぐる状況

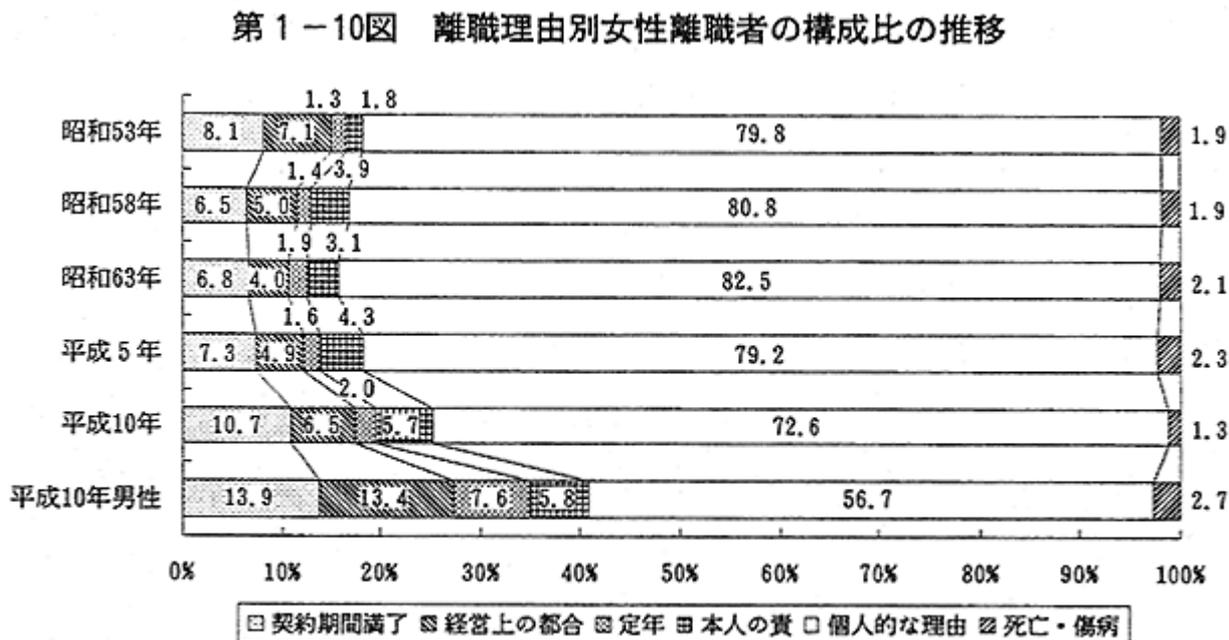
□ 「個人的な理由」による離職者割合が高いが、長期的には低下する傾向

労働省「雇用動向調査」より女性離職者の離職理由をみると、女性は男性に比べ「個人的な理由」による離職者の割合が高い(平成10年女性72.6%、男性56.7%)。

「個人的な理由」による離職者割合が女性で高くなっている理由としては「結婚・出産・育児等の理由」による離職者が多いことによるものと思われる。

長期的にみると、近年「個人的な理由」による離職者割合は低下する傾向にあり、特に個人的な理由のうち「結婚・出産・育児等の理由」による離職者割合が低下している(第1-10図、第1-11図、付表32)。

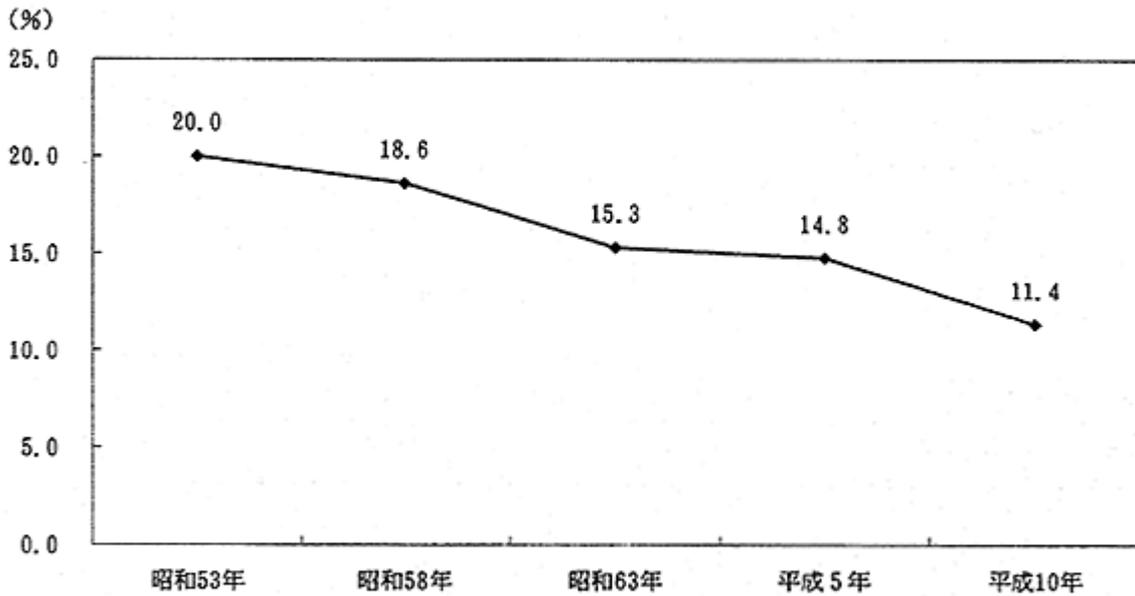
第1-10図 離職理由別女性離職者の構成比の推移



資料出所：労働省「雇用動向調査」

第1-11図 女性の離職者に占める「結婚・出産・育児等」による離職者割合の推移

第1-11図 女性の離職者に占める「結婚・出産・育児等」による離職者割合の推移



資料出所：労働省「雇用動向調査」

(注) 平成5年から「介護」を含む。

「個人的な理由」による離職者の割合が低下しているのは、雇用状況の悪化による「契約期間満了」「経営上の都合」等の離職者割合が上昇しているためでもあるが、「結婚・出産・育児等の理由」による離職者割合が継続的に低下していることから、女性の離職理由の変化は、景気変動によるものだけではなく、構造的なものもあると考えられる。

女性労働者の場合、以前は結婚による離職者が多かったが、近年は結婚による離職者数は減少し、離職率も低下している(第1-2表)。一方、長期的にみると出産・育児による離職者数、離職率はそれほど変化していない。しかし、労働省「女性雇用管理基本調査」(平成9年度)より、妊娠及び出産した女性労働者のうち妊娠又は出産により退職した者の割合をみると、昭和60年以降は横這いであったが、平成6年度から平成9年度にかけては12.6%ポイント低下している(第1-12図)。

ライフスタイルの多様化による未婚率の上昇、女性労働者の就業継続意識の高まり、育児休業制度の定着等の就労環境の整備等を背景に、女性労働者の離職状況はこのような変化を示しているものと考えられる。

第1-2表 結婚による女性(20~34歳層)の離職率の推移

第1-2表 結婚による女性（20～34歳層）の離職率の推移

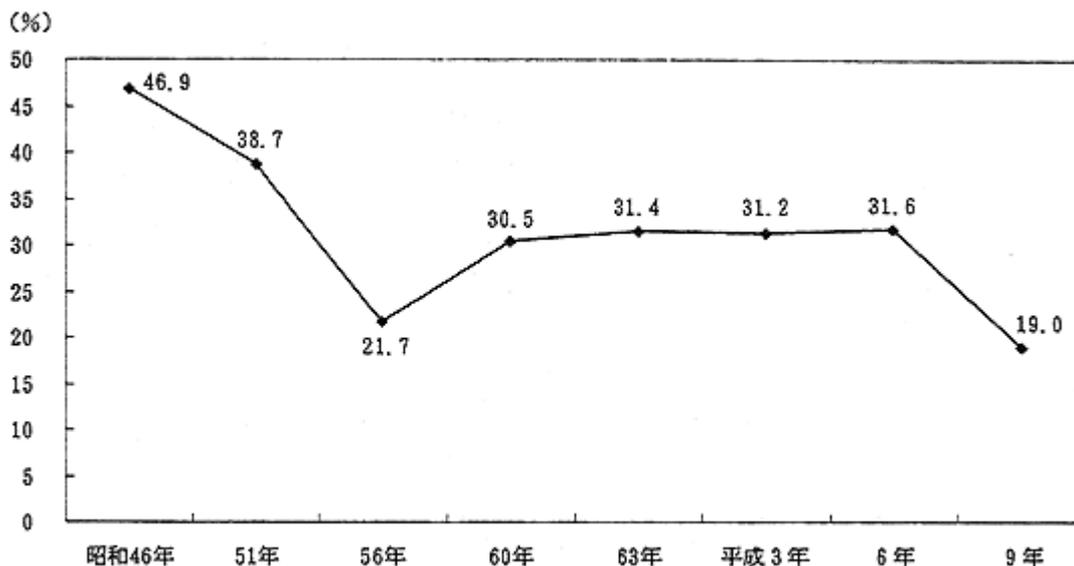
	常用労働者数 (千人)	結婚による離職者数 (千人)	結婚による離職率 (千人)
平成3年	5,686.8	227.2	4.0
平成4年	5,872.4	236.8	4.0
平成5年	5,652.0	211.8	3.7
平成6年	5,552.6	231.3	4.2
平成7年	5,756.0	224.0	3.9
平成8年	5,896.4	218.3	3.7
平成9年	5,766.7	193.9	3.4
平成10年	5,752.6	169.3	2.9

資料出所：労働省「雇用動向調査」

(注) 離職率 = 離職者数 / 1月1日現在の常用労働者数 × 100

第1-12図 妊娠又は出産により退職した者の割合(30人以上規模)

第1-12図 妊娠又は出産により退職した者の割合 (30人以上規模)



資料出所：労働省「女性雇用管理基本調査」(平成9年度)

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

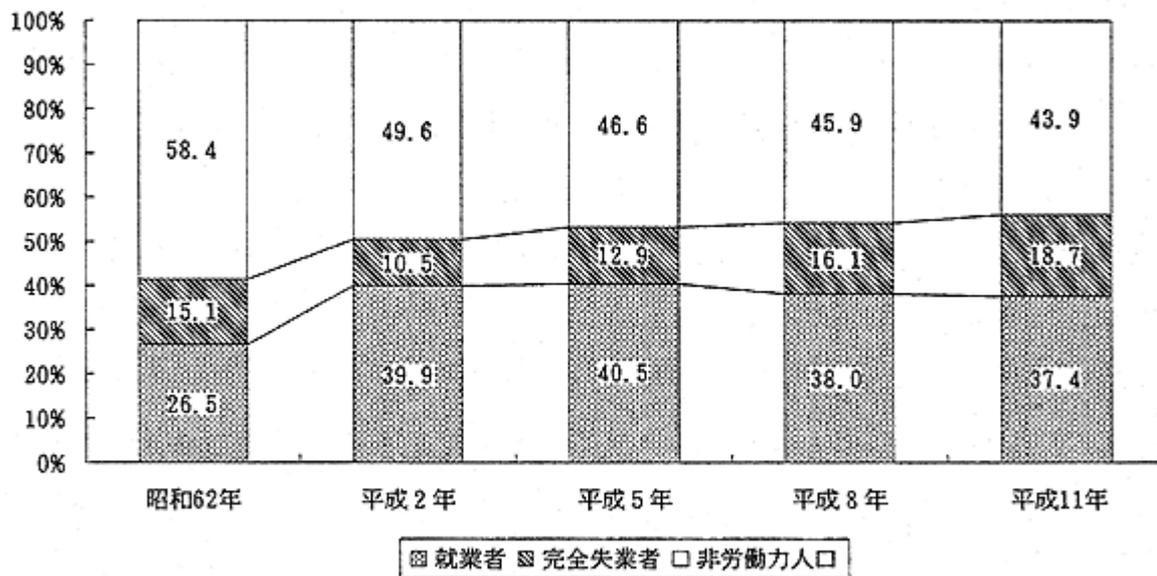
(4) 女性の失業をめぐる状況

ハ 長期的に離職時に非労働力化する動きが弱まりつつある

「労働力調査特別調査」により、過去1年間の離職経験者のうち現在非労働力人口となっている者の割合をみると、長期的に縮小する傾向(昭和62年58.4%→平成5年46.6%→平成11年43.9%)にあり、離職した場合に直ちに労働市場から退出するという従来女性労働者によくみられた傾向が長期的に弱まりつつあることがみてとれる(第1-13図)。

第1-13図 女性、現在の就業状態別過去1年間の離職経験者割合の推移

第1-13図 女性、現在の就業状態別過去1年間の離職経験者割合の推移

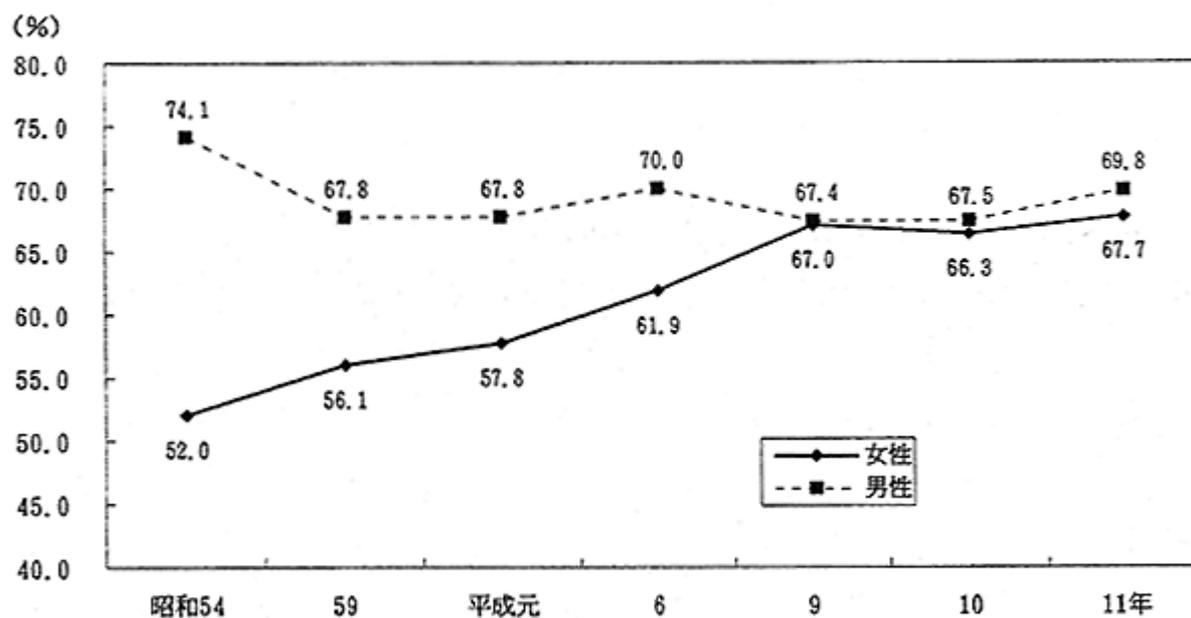


資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

完全失業者に占める離職失業者(求職理由が離職である失業者)の割合をみると、女性は労働市場から一度退出した後期間をおいて再び参入する特徴があるため(期間をおいての労働市場への再参入であるため求職理由は離職には該当しないと考えられる)、以前は男性に比べ低い水準にあった(昭和54年女性52.0%、男性74.1%)が、長期的に上昇してきており平成9年以降ほぼ男性と同水準(平成9年女性67.0%、男性67.4%)になっている(第1-14図)。

第1-14図 完全失業者に占める離職失業者の割合

第1-14図 完全失業者に占める離職失業者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

女性の離職失業者割合の上昇は、厳しい雇用状況によるものでもあるが、女性労働者の意識の変化等により、以前は離職した後、非労働力化する傾向が強かった女性離職者が、長期的な傾向としては、失業者として労働市場に留まるようになったためではないかと考えられる。

上記でみてきたように、離職した場合、非労働力化するといった女性労働者特有の動きは長期的に弱まりつつあり、失業者としてでも労働市場に留まる傾向が強くなっており、このことが長期的に女性の失業率を押し上げている一因となっている。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

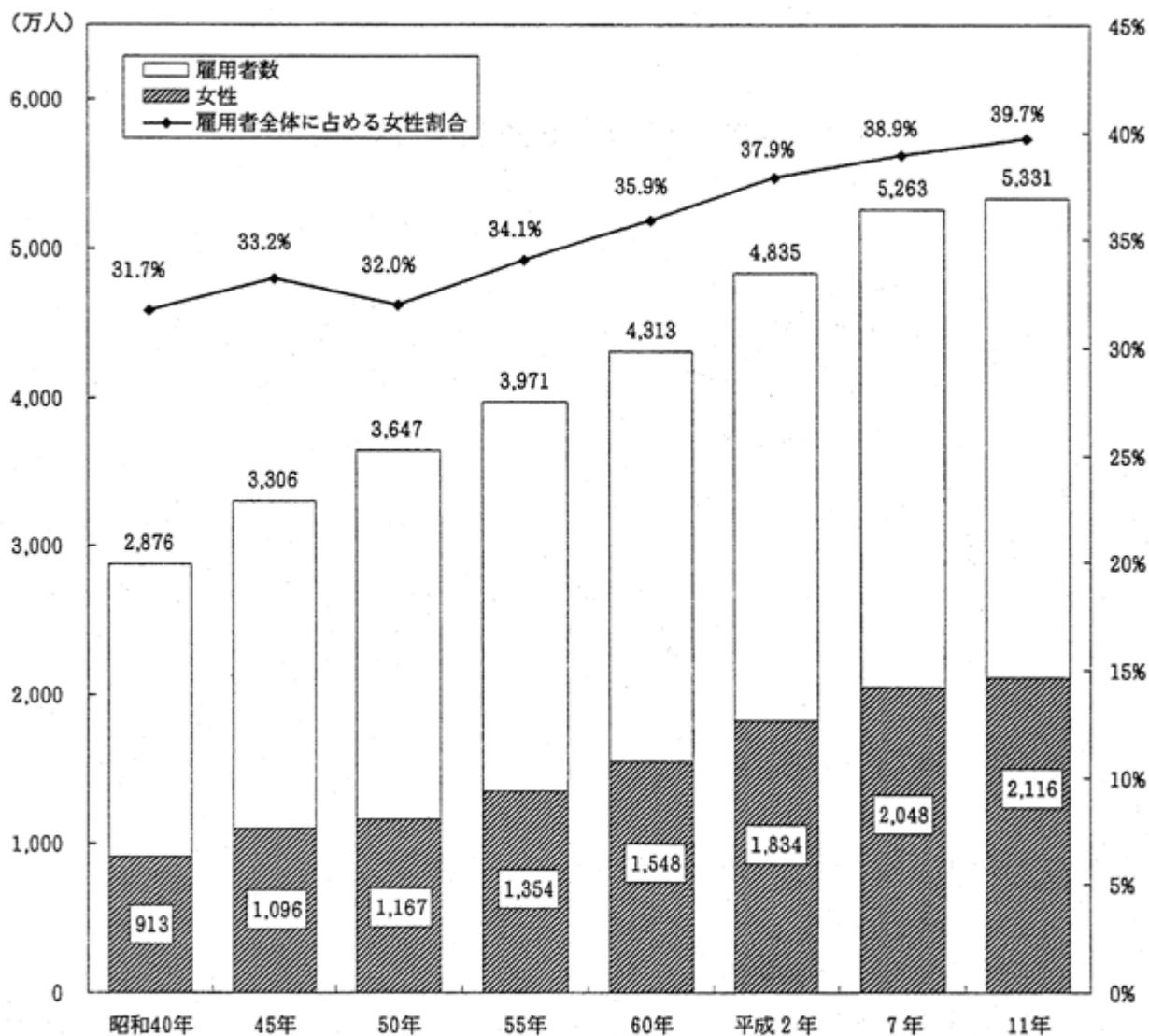
(5) 雇用者

イ 女性雇用者数は前年に引き続き減少

「労働力調査」によると、平成11年の女性雇用者数は2,116万人となり、平成10年に比べ8万人減少(前年比0.4%減)し、平成10年の3万人の減少に引き続き2年連続の減少となった。男性の雇用者数は3,215万人で前年より28万人減少(前年比0.9%減)となり、女性雇用者よりも男性雇用者数の減少が大きかったため、雇用者総数に占める女性の割合は39.7%と前年に比べ0.1%ポイント上昇した(第1-15図)。

第1-15図 雇用者数の推移(全産業)

第1-15図 雇用者数の推移（全産業）



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(5) 雇用者

□ 25～29歳層の雇用者が最も多い

平成11年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25～29歳層で296万人(女性雇用者総数に占める割合14.0%)であり、次いで20～24歳層の284万人(同13.4%)、45～49歳層の273万人(同12.9%)となっている(付表10)。

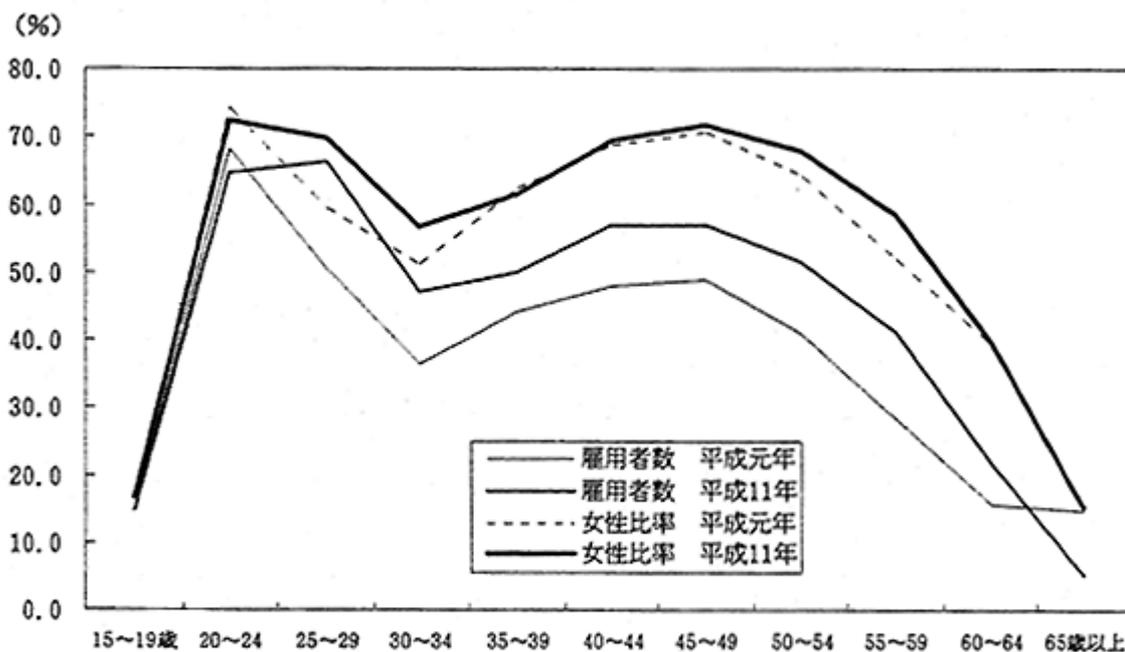
前年と比較すると50～54歳層(13万人増)、30～34歳層(8万人増)などで増加しているが、45～49歳層(19万人減)、20～24歳層(18万人減)などでは減少している。

また、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描く。若年層ほど労働力率のカーブに近づく傾向にあり、雇用者の割合も高くなっている(第1-16図)。

10年前と比較すると、ほぼどの年齢階級においても雇用者の割合は上昇している。

第1-16図 女性の年齢階級別雇用者割合

第1-16図 女性の年齢階級別雇用者割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(5) 雇用者

ハ 雇用者数はサービス業が最も多い

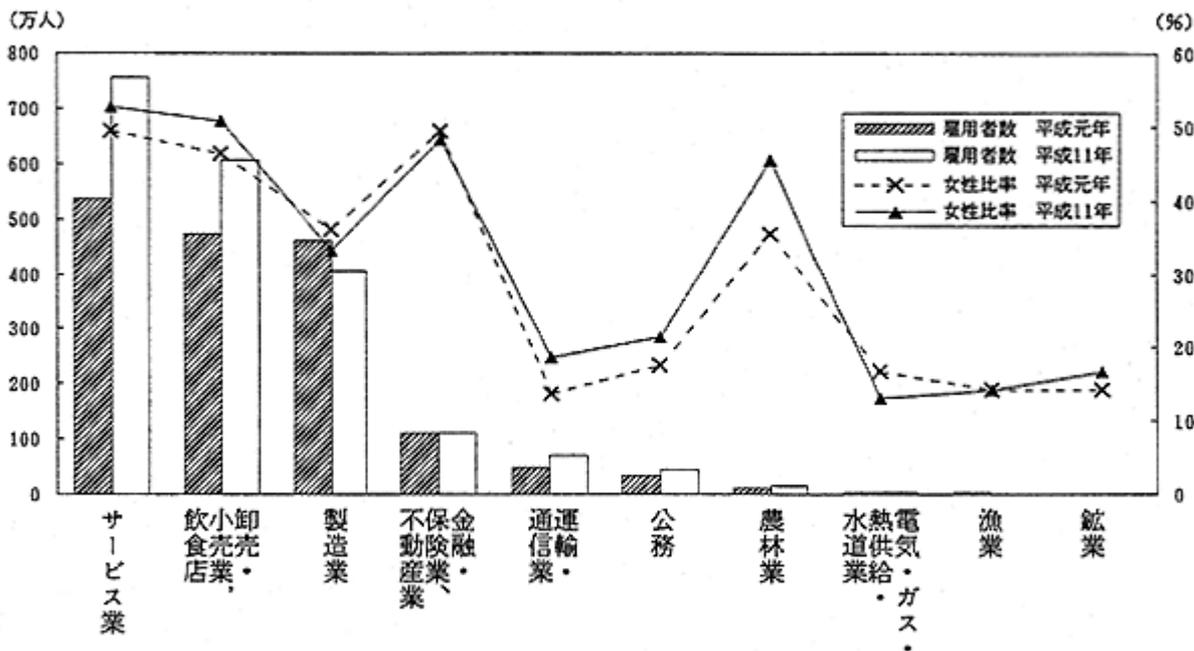
平成11年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が757万人(女性雇用者総数に占める割合35.8%)と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が606万人(同28.6%)、製造業が407万人(同19.2%)となっており、これら3業種だけで女性雇用者の83.6%を占めている。

前年と比較すると、卸売・小売業、飲食店が10万人増加(前年比1.7%増)しており、ついでサービス業が4万人増加(同0.5%増)となっている。7年連続の減少となった製造業は前年より減少幅は小さいが16万人減少(同3.8%減)しており、金融・保険業では3万人の減少(同2.6%減)で4年連続の減少となっている。

産業別に女性比率(雇用者総数に占める女性の割合)をみると、サービス業で52.8%、卸売・小売業、飲食店で50.7%、金融・保険業、不動産業で48.3%となっている。10年前と比較すると、製造業で2.8%ポイント、電気・ガス・熱供給・水道業で3.5%ポイント、金融・保険業、不動産業で1.0%ポイント低下しているが、運輸・通信業で4.9%ポイント、卸売・小売業、飲食店で4.3%ポイント、公務で4.0%ポイント上昇と上昇幅が大きい(第1-17図、付表11、12)。

第1-17図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率

第1-17図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況
2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
(5) 雇用者
ニ 事務従事者で初めて減少

平成11年の女性雇用者数を職業別にみると、事務従事者が724万人(女性雇用者総数に占める割合34.2%)と最も多く、次いで、技能工、製造・建設作業者が337万人(同15.9%)、専門的・技術的職業従事者が332万人(同15.7%)、保安・サービス職業従事者が286万人(同13.5%)、販売従事者が257万人(同12.1%)となっている。前年に比べ、保安・サービス職業従事者で13万人の増加(同4.8%増)となったほかは微増か減少となっている。技能工、製造・建設作業者で11万人の減少(同3.2%減)となっているほか、増加を続けていた事務従事者でも10万人減(同1.4%)と比較可能な昭和28年以降初めての減少となった(付表13)。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(5) 雇用者

ホ 30～99人規模以外で女性雇用者数が減少

平成11年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が747万人(非農林業女性雇用者に占める割合35.6%)、30～99人規模が355万人(同16.9%)、100～499人規模が361万人(同17.2%)、500人以上規模が421万人(同20.0%)となっている。前年との比較において、30～99人規模で3万人の増加となったほかは全ての企業規模で減少している。一方、男性は全ての企業規模において前年より減少となった(付表14)。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(5) 雇用者

へ 常雇は2年連続で減少

雇用形態別にみると、常雇(常用雇用)が1,675万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合79.7%)、臨時雇が358万人(同17.0%)、日雇が68万人(同3.2%)となっている。前年に昭和49年以降24年ぶりの減少となった常雇は、平成11年も引き続き23万人の減少(前年比1.4%減)となった。一方、臨時雇は15万人の増加となり、前年よりも増加幅(平成10年、11万人増)が拡大した(付表15)。

I 働く女性の状況
2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
(5) 雇用者
ト 有配偶者は前年に引き続き減少

平成11年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,195万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合56.9%)、未婚者は700万人(同33.3%)、死別・離別者は206万人(同9.8%)であった。前年と比べると、有配偶者は前年に引き続き6万人の減少(前年比0.5%減)となった。未婚者も5万人の減少(同0.7%減)であったが、死別・離別者は3万人の増加(同1.5%増)であった(付表16)。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(5) 雇用者

チ 高学歴化が進む女性労働者

労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)により平成10年6月における女性労働者(パートタイム労働者を除く)の学歴別構成比をみると、中卒が10.1%、高卒が53.3%、高専・短大卒が26.7%、大卒が9.9%となっており、前年に比べ高専・短大卒、大卒の割合が高まり、中卒、高卒の割合が低くなっている。この背景には、女性の短大、大学への進学率の高まりがある(付表21)。

産業別にみると、中卒、高卒では、製造業に従事する者の割合がそれぞれ53.9%、34.5%と最も高く、高専・短大卒及び大卒ではサービス業の割合がそれぞれ51.8%、44.9%と最も高くなっている。また、企業規模別にみると、学歴が高くなるにつれ規模の大きい企業に雇用される割合が高くなっている(付表22)。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(5) 雇用者

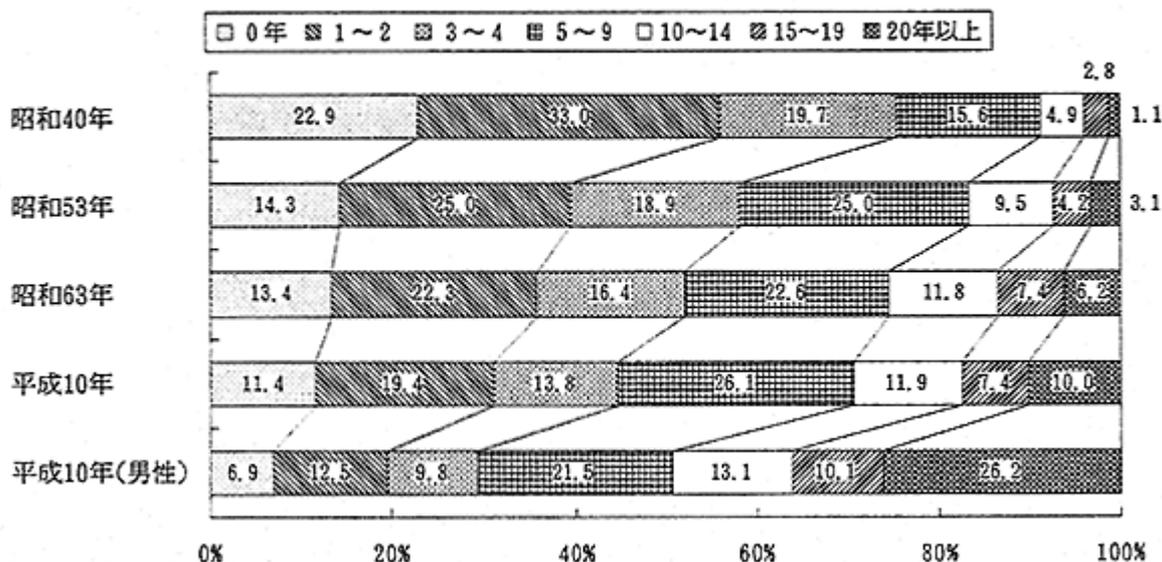
リ 短期勤続者の割合が増加

「賃金構造基本統計調査」によると、平成10年の女性労働者の平均勤続年数は8.2年(男性13.1年)で、近年ほぼ一貫して伸びてきたが、平成10年は前年に比べ0.2年短くなった。年齢階級別にみると50～54歳層、65歳以上でそれぞれ0.1年長くなった他は、短くなっているか、横這いのままである。昭和63年と比較すると年齢計では1.1年の伸びとなっており、年齢階級別でみると、若年層では若干短くなっているが、30歳以上では伸びており、55～59歳層では1.8年と最も伸びが大きい(付表23、24)。

女性労働者を勤続年数階級別にみると、勤続5～9年の者が26.1%(平成9年26.5%)と最も多い。次いで勤続1～2年の者が19.4%(同17.8%)となっている。勤続1～2年の者の割合は低下傾向にあったが、平成10年では上昇している。一方、勤続10年以上の者の割合は29.3%(同29.8%)と前年より0.5%ポイント低下し、勤続20年以上の者の割合も10.0%(同10.3%)と0.3%ポイント低下しており、長期勤続者の割合が減少している一方、短期勤続者の割合が平成10年になり増加している(第1-18図、付表25)。

第1-18図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移

第1-18図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(1) 入職・離職状況

イ 入職者の割合が大幅に減少

労働省「雇用動向調査」によると、平成10年の女性の入職者数(一般及びパートタイム労働者計)は268万6,400人(前年差5万8,900人減)、離職者数は292万8,300人(同12万9,100人増)であった。これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数150万6,300人(前年比7.1%減)、離職者数175万9,700人(同0.02%増)と、前年に比べ入職者数は11万4,800人の大幅な減少となった(付表27)。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(1) 入職・離職状況

□ 転職入職者の割合が上昇

女性の入職者に占める割合を職歴別にみると、一般労働者では、一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者で新規学卒者以外の者)からの入職者の割合は17.4%(9年23.5%)、新規学卒者からの入職者の割合が26.5%(同27.2%)、転職入職者が56.0%(同49.3%)であった(付表29)。

1 働く女性の状況

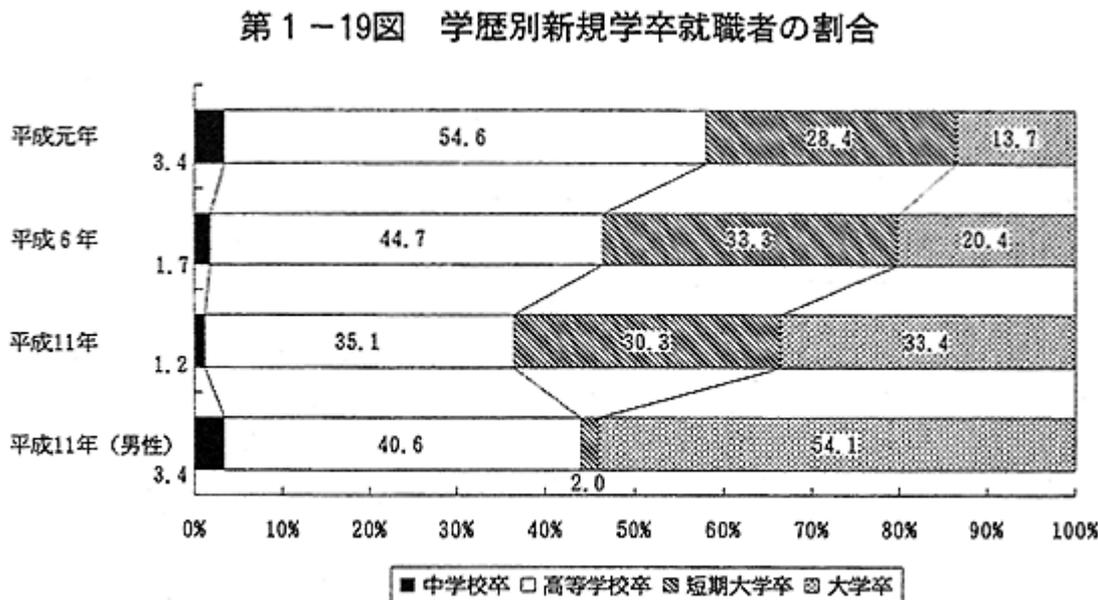
3 労働市場の状況

(2) 新規学卒者の就職状況

イ 新規学卒就職者に占める大卒者の割合は引き続き上昇

文部省「学校基本調査」(平成11年度)により女性の平成11年3月の新規学卒就職者数を学歴別にみると、大学卒が11万7,609人(女性の新規学卒就職者総数に占める割合33.4%)、短大卒10万6,756人(同30.3%)、高校卒12万3,815人(同35.1%)、中学卒4,289人(同1.2%)となっている。女性の大学進学率の上昇に伴い大学卒の割合が年々上昇しており、前年に比べると3.0%ポイント上昇している。短大卒の割合は7年度をピークとして年々低下している(第1-19図、付表34-(1))。

第1-19図 学歴別新規学卒就職者の割合



資料出所：文部省「学校基本調査」

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 新規学卒者の就職状況

□ 高校卒業者の製造業への就職者の割合が5年ぶりに低下

平成11年3月の中学校卒業生数のうち女性は73万5,044人(前年差3,500人減)で就職者数は4,289人(同756人減)である。就職率(卒業生のうち就職者及び就職進学者の占める比率)は0.6%(10年0.7%)であった。

また高等学校卒業生のうち女性は68万5,121人(前年差3万8,729人減)で就職者は12万3,815人(同2万4,320人減)、就職率は18.1%(10年20.5%)であり、進学率の上昇に加え、新規学卒労働市場の悪化により高卒者の就職率は低下している。就職者を産業別にみると、サービス業は34.0%(10年30.9%)、製造業は27.9%(同30.9%)、卸売・小売業、飲食店は25.4%とこの3産業で全体の87.3%を占めている。製造業の割合は5年ぶりに低下し、一方、サービス業の割合は3年ぶりに上昇している(付表34-(3)、35-(1))。

1 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 新規学卒者の就職状況

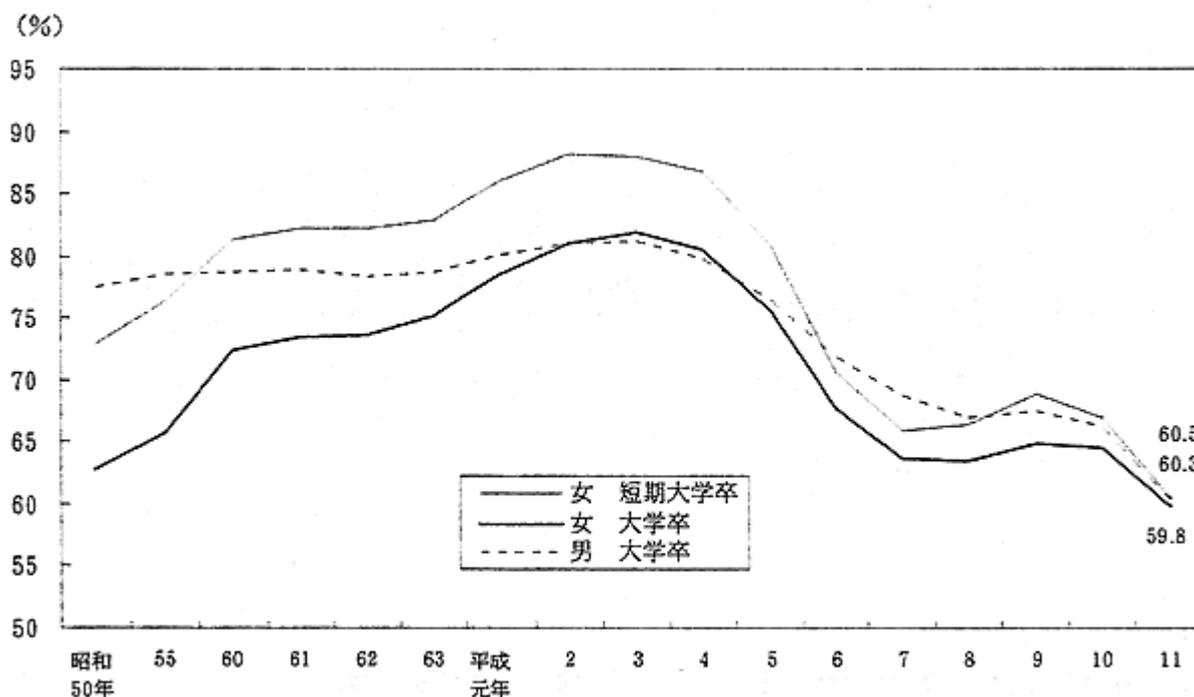
ハ 短期大学卒業者の製造業への就職者の割合は大きく低下

平成11年3月の女性の短期大学卒業生数は17万6,429人(前年差1万3,405人減)で、このうち就職者数は10万6,756人(同2万481人減)であった。就職率は60.5%(10年67.0%)となり、前年に比べ6.5%ポイントと大きく低下した。

就職者の割合を産業別にみると、サービス業が47.1%(10年42.4%)と最も多く、卸売・小売業、飲食店18.2%(同19.3%)、金融・保険業14.0%(同14.2%)、製造業11.8%(15.0%)の順になっている。サービス業の割合は前年に続き上昇し、製造業の割合は大きく低下した(第1-20図、付表34-(3)、35-(2))。

第1-20図 新規学卒就職率の推移

第1-20図 新規学卒就職率の推移



資料出所：文部省「学校基本調査」

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 新規学卒者の就職状況

ニ 大学卒業者の事務従事者への就職者の割合は5年連続で低下

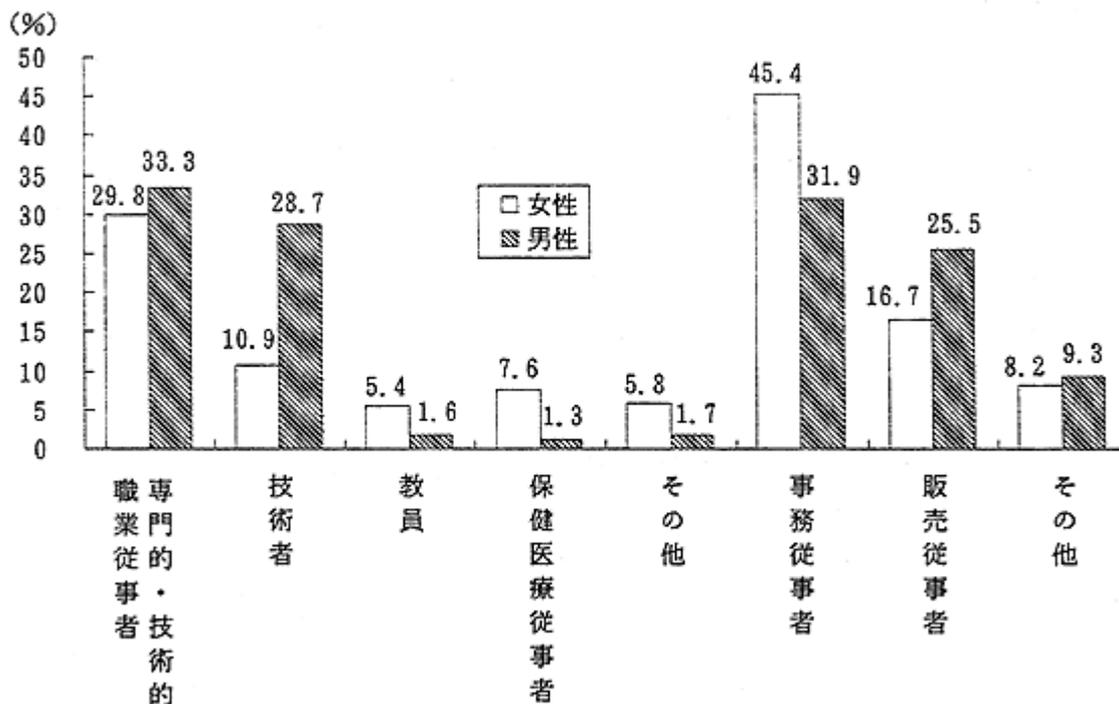
平成11年3月の女性の大学卒業生数は19万6,621人(前年差7,084人増)で、このうち就職者は11万7,609人(同4,735人減)であった。大学進学率の上昇に伴い卒業生数も増加している一方、新規学卒労働市場の悪化により就職者数は減少している。そのため就職率は59.8%と前年に比べ4.7%ポイント減と大きく低下した。なお、進学者を除いた就職率も64.7%(10年69.4%)と前年に比べ4.7%ポイント減となった。また、男性の大学卒業生の就職率も60.3%(同66.2%)と前年に比べ5.9%ポイント減であった(第1-20図、付表34-(3))。

就職者数の割合を産業別にみると、サービス業が39.6%(10年37.2%)と最も多く、卸売・小売業、飲食店が18.9%(同20.1%)、製造業14.1%(同16.0%)の順になる。これら3産業で72.6%を占めている。製造業の割合が引き続き低下し、サービス業、金融・保険業の割合が上昇している(付表35-(3))。

職業別にみると、事務従事者が45.4%(10年47.4%)と最も多く、専門的・技術的職業従事者が29.8%(同28.4%)でこれに続いている。事務従事者の割合は5年連続で低下している(第1-21図、付表36)。

第1-21図 新規学卒就職者に占める職業別就職者の割合(4年制大学)

第1-21図 新規学卒就職者に占める職業別就職者の割合(4年制大学)



資料出所：文部省「学校基本調査」(平成11年度)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(1) 平成10年の女性労働者の賃金

イ 女性一般労働者の賃金は以前より増加

「賃金構造基本統計調査」によると、平成10年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者(平均年齢37.2歳、平均勤続年数8.2年)のきまって支給する現金給与額は、22万6,800円(前年比0.7%増)で、そのうち所定内給与額は21万4,900円(同1.0%増)と、ともに前年より増加したが、伸び率はともに前年(1.8%増、1.5%増)を下回った。

一方、男性一般労働者(平均年齢40.4歳、平均勤続年数13.1年)のきまって支給する現金給与額は36万7,900円(前年比1.0%減)で、そのうち所定内給与額は33万6,400円(同0.2%減)であり、女性の賃金が前年より増加したのに比べ、男性は減少している(第1-3表、第1-22図、付表43)。

第1-3表 一般労働者の賃金実態

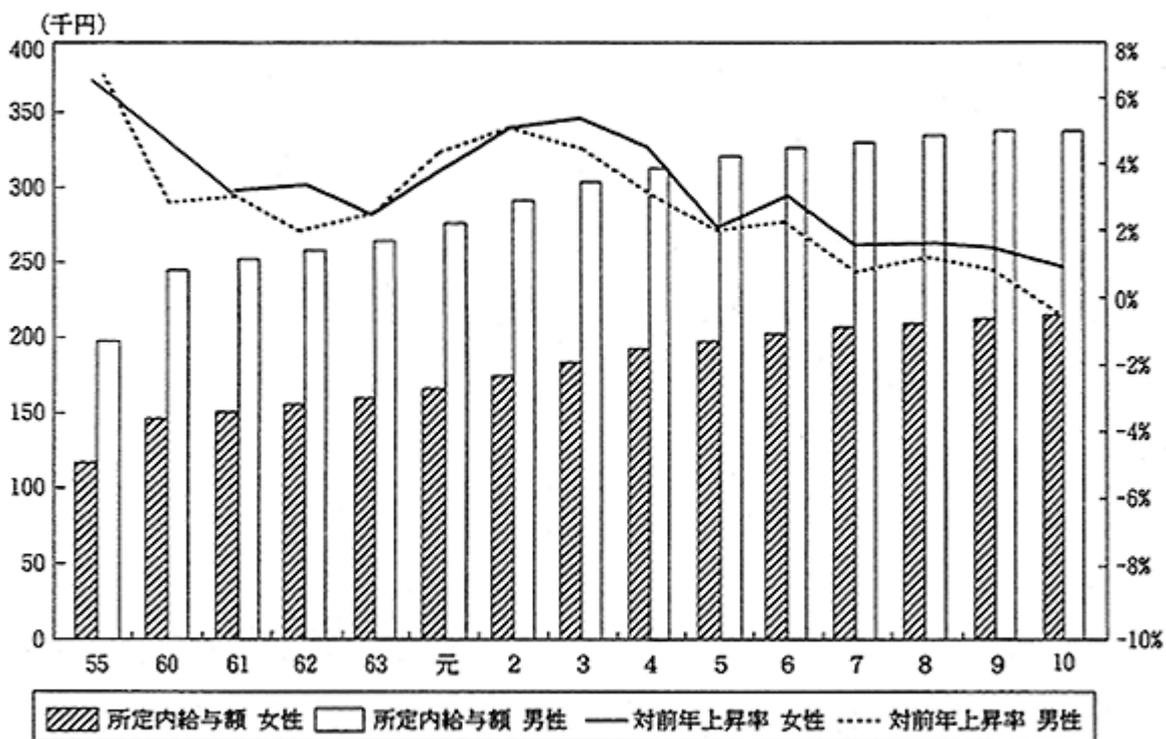
第1-3表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その 他の特別給与 額 (千円)
総数	39.4	11.6	324.7	299.1	1102.3
女性	37.2	8.2	226.8	214.9	696.3
男性	40.4	13.1	367.9	336.4	1282.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成10年)

第1-22図 所定内給与額、対前年比の推移

第1-22図 所定内給与額、対前年比の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(1) 平成10年の女性労働者の賃金

□ 女性一般労働者の賃金は35～39歳層がピーク

女性の賃金(所定内給与額、以下同じ)を年齢階級別にみると、17歳以下では13万3,400円で、年齢が上昇するに従って緩やかに高くなり、35～39歳層の24万700円をピークとして40歳以降で低くなっている。

また、女性の賃金の対前年比を年齢階級別にみると、35～39歳層が2.6%増と増加率が最も高く、次いで30～34歳層が1.7%増となっている。55～59歳層のみ0.1%減と前年より減少している。

一方、男性の賃金を年齢階級別にみると、17歳以下では15万6,200円で、年齢の上昇に伴って賃金も高くなり50～54歳層で43万2,300円と最も高く、55歳以降で再び低くなっている。対前年比を年齢階級別にみると、17歳以下の3.5%増が最も変化が大きく、他の年齢階級では大きな変化はみられない。前年比が減になった階級は、25～29歳層、45～49歳層、50～54歳層となっている。

賃金の年齢間格差について20～24歳層を100.0としてみていくと、女性の場合最も格差が大きいのは、35～39歳層で130.7である。同様に男性についてみると50～54歳層が212.5と最も大きく、年齢間格差は女性の方が小さくなっている(付表44)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(1) 平成10年の女性労働者の賃金

ハ 企業規模が大きいほど賃金も高い

女性の賃金を企業規模別にみると、10～99人規模で19万8,300円(男性30万900円)、100～999人規模で21万5,800円(同32万5,700円)、1,000人以上規模では、24万300円(同38万9,300円)と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10～99人規模では35～39歳層(21万4,700円)、100～999人規模でも35～39歳層(24万5,500円)で最も高くなっており、その後年齢が上昇するにつれ緩やかに低下している。1,000人以上規模では、賃金は年齢とともに上昇し、50～54歳層(29万4,000円)で最も高くなっている(付表47)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(1) 平成10年の女性労働者の賃金

ニ 新規学卒就職者の初任給はほとんど変化がない

女性の新規学卒就職者(平成10年3月卒)の初任給は、中卒で12万9,000円、高卒で14万7,900円、高専・短大卒で16万1,800円、大卒事務系で18万4,100円、大卒技術系で19万2,500円であった。対前年比をみると、中卒、高卒、高専・短大卒、大卒事務系、大卒技術系でそれぞれ-2.1%、0.4%、0.5%、-0.1%、-0.3%と中卒、大卒では前年より減少しており、他の学歴でもほとんど伸びていない。

一方、男性の新規学卒就職者の初任給の対前年比をみると、前年大きく減少した中卒では1.3%と上昇しているほか、高卒、高専・短大卒、大卒事務系、大卒技術系でそれぞれ0.3%、-0.1%、0.8%、0.7%とこちらも低い伸びに止まっている。

また、初任給について男女の賃金格差について、男性を100.0としてみると、女性は中卒で90.0、高卒で94.5、高専・短大卒で95.9、大卒事務系で94.8、大卒技術系で97.6となっており、概ね高学歴になるほど格差は小さくなっている(付表48)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(2) 一般労働者の男女間賃金格差

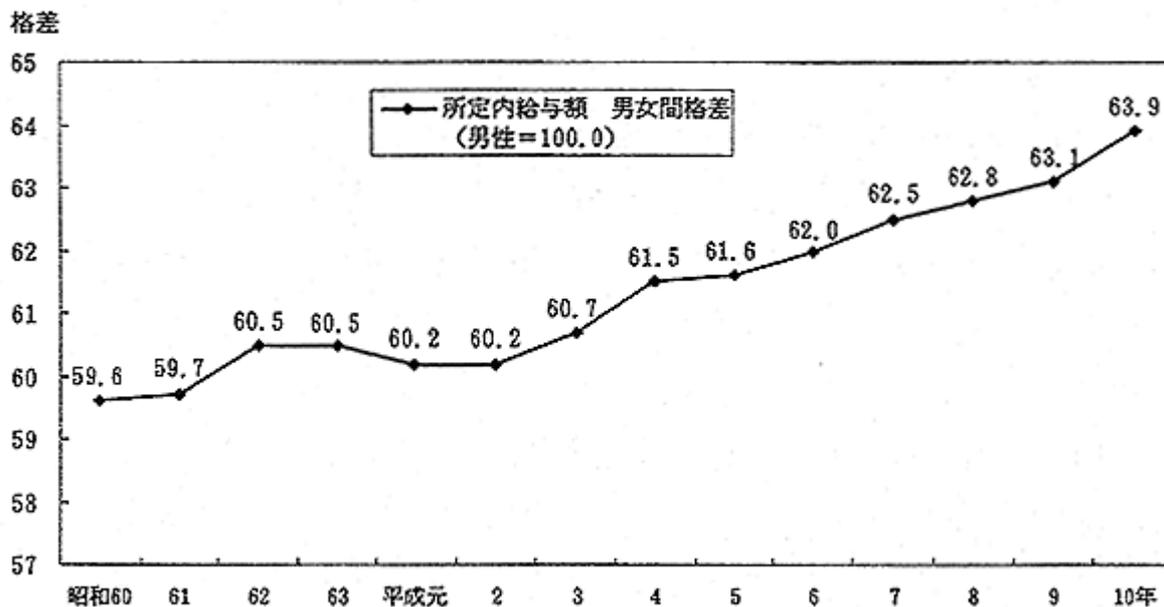
イ 一般労働者の賃金の男女間格差は年々縮小

一般労働者における所定内給与額の男女間賃金格差の推移をみると、いわゆるバブル期にあった昭和62年から平成2年までの間は横這い又は拡大しているが、それ以降では、男女の賃金格差は年々縮小しており、平成10年においては、男性を100.0とした場合、女性は63.9となっている(第1-23図)。

このような男女間の賃金格差は、勤続年数、学歴構成、職務、職階、労働時間等が男女間で異なることによってもたらされていると考えられる。

第1-23図 所定内給与額 男女間格差(男性=100.0)

第1-23図 所定内給与額 男女間格差 (男性=100.0)



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

I 働く女性の状況

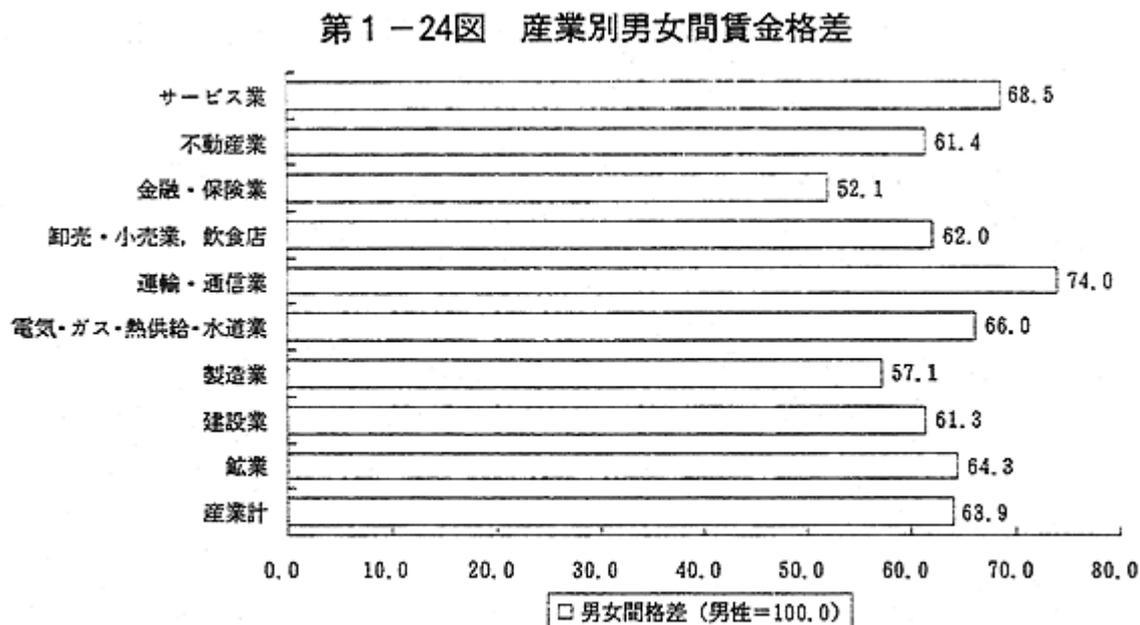
4 労働条件の状況

(2) 一般労働者の男女間賃金格差

□ 金融・保険業の男女間賃金格差が最も大きく、近年、拡大傾向

産業別にみると、平成10年において男女間賃金格差が最も大きいのは金融・保険業(男性を100.0とした場合の女性比率52.1)であり、次いで製造業(同57.1)となっている。一方、男女間賃金格差が小さい産業は、運輸・通信業(同74.0)、サービス業(同68.5)となっている(第1-24図)。

第1-24図 産業別男女間賃金格差

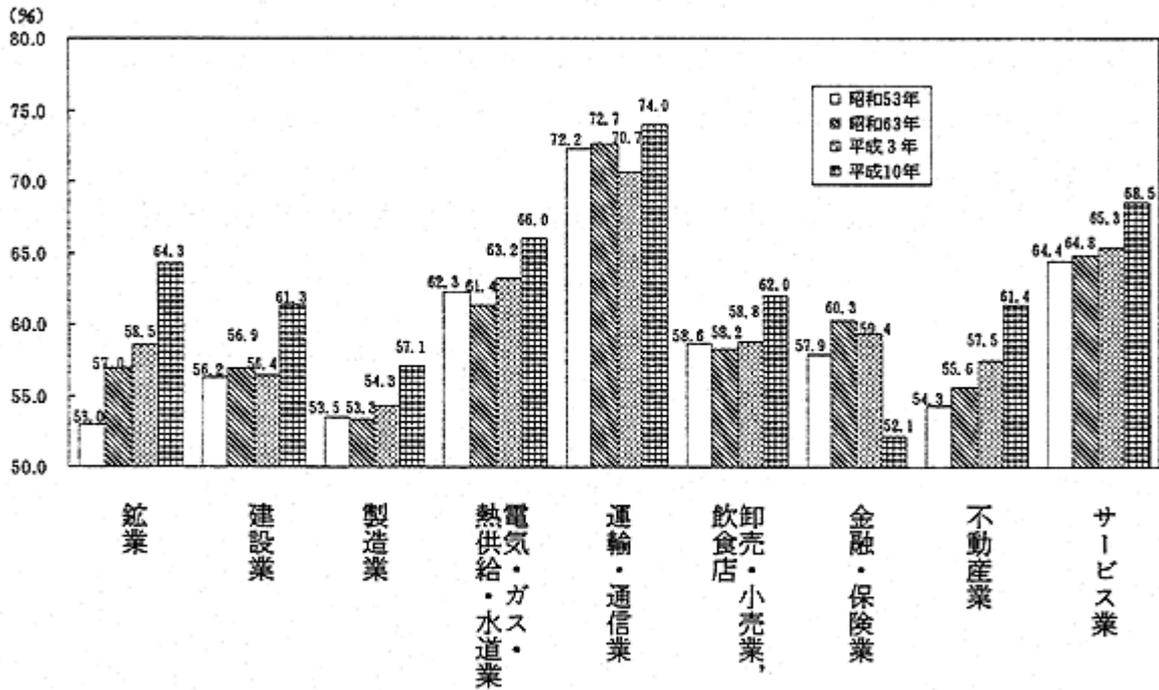


資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成10年)

時系列でみると、ほとどの産業においても格差は縮小傾向にあるが、金融・保険業では平成2年以降男女間格差が拡大傾向にある(女性比率平成2年59.5→同平成10年52.1)(第1-25図、第1-26図)。

第1-25図 産業別男女間賃金格差の推移

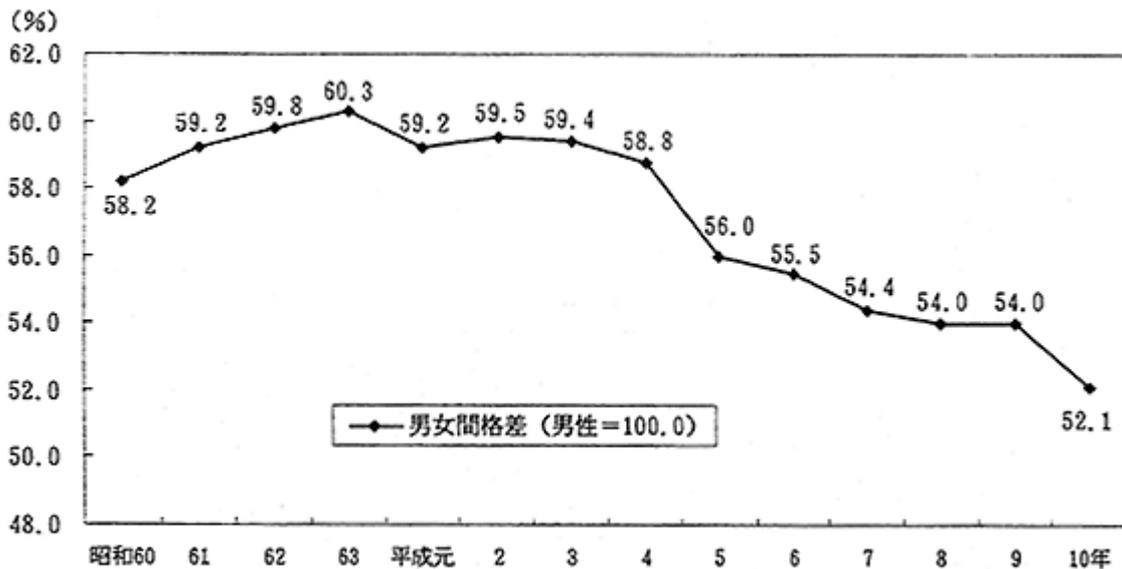
第1-25図 産業別男女間賃金格差の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-26図 金融・保険業における所定内給与額の男女間格差の推移

第1-26図 金融・保険業における所定内給与額の男女間格差の推移



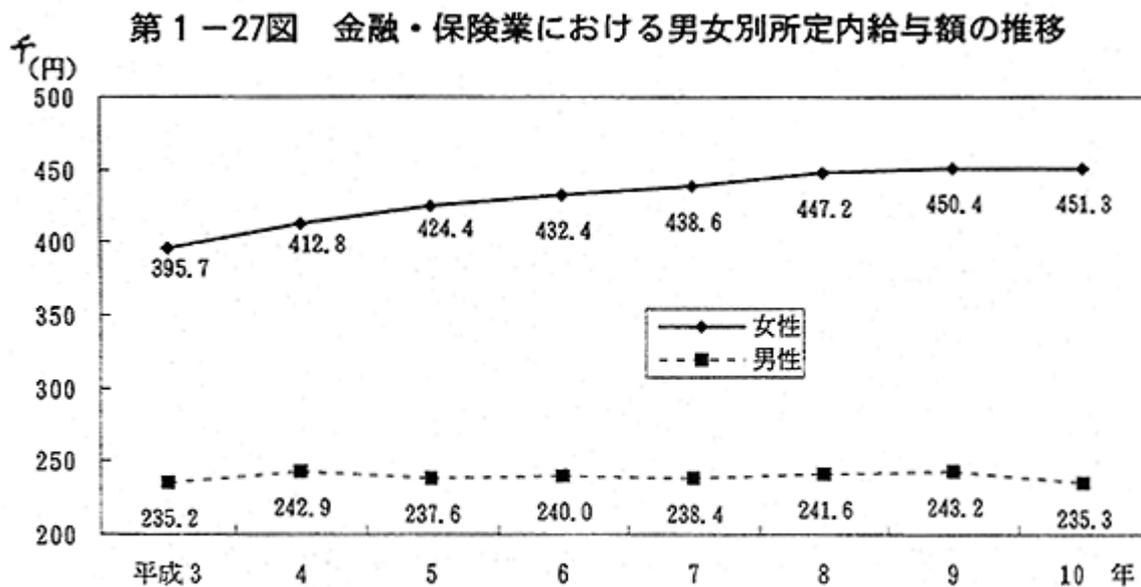
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

これは、金融・保険業においては、男性の賃金が上昇しているのに対し、女性の賃金がほぼ横ばいになっていることによるものである(第1-27図)。

金融・保険業をより細かい分類で、平成3年と平成10年の賃金を比べてみると、保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)の高卒女性でのみ大きく賃金が低下している。保険業における高卒女性の労働者数は、金融・保険業の女性労働者の中で最も多く、全体の3割以上を占めているため、全体に与え

る影響が大きく、この層の賃金の低下が金融・保険業の女性労働者全体の賃金の上昇を抑える形となっており、この結果、男女間賃金格差が拡大しているものである(第1-4表)。

第1-27図 金融・保険業における男女別所定内給与額の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-4表 中分類別、金融・保険業における所定内給与額と労働者数の推移

第1-4表 中分類別、金融・保険業における所定内給与額と労働者数の推移

		学 歴 計	平成3年		平成10年		賃金増減比
			所定内給与額	労働者数	所定内給与額	労働者数	
女	J 金融・保険業	計	千円	十人	千円	十人	%
		高卒	235.2	73786	235.3	56175	0.0
		高専・短大	248.8	44093	242.4	29391	-2.4
		大卒	197.7	20507	220.6	18659	11.6
	J 62銀行・信託業	計	212.5	4853	249.0	6189	17.2
		高卒	203.3	15372	239.1	13428	17.6
		高専・短大	212.5	8200	261.0	5071	22.8
		大卒	184.7	5547	214.5	6350	16.1
	J 63中小企業等金融業	計	222.0	1547	268.4	1776	20.9
		高卒	177.5	11627	211.7	5743	19.3
		高専・短大	177.1	7122	222.5	3117	25.6
		大卒	172.8	3833	195.6	2066	13.2
J 66貸金業、投資業等非預金信用機関	計	209.8	605	210.6	545	0.4	
	高専・短大	J 63中小企業に含む		226.6	3666		
	大卒			226.0	1153		
	計			213.4	1883		
J 68証券業、商品先物取引業	高専・短大			245.8	877		
	大卒						
	計	198.2	7355	250.6	4339	26.4	
	高卒	205.0	2617	255.1	1539	24.4	
J 69保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	高専・短大	190.6	3631	233.6	1883	22.6	
	大卒	205.2	1073	278.9	877	35.9	
	計	275.0	37433	236.4	27967	-14.0	
	高卒	286.6	25073	239.4	18131	-16.5	
男	J 金融・保険業	高専・短大	226.4	6886	231.6	5738	2.3
		大卒	208.4	1482	232.4	2280	11.5
		計	395.7	69656	451.3	61529	14.1
		高卒	416.2	23761	461.1	15207	10.8
	J 62銀行・信託業	高専・短大	324.5	2094	377.1	1983	16.2
		大卒	390.6	42493	452.7	43899	15.9
		計	425.4	23762	470.5	22686	10.6
		高卒	467.0	8511	508.5	5448	8.9
	J 63中小企業等金融業	高専・短大	395.9	259	413.1	196	4.3
		大卒	405.6	14584	461.0	16843	13.7
		計	337.2	19020	378.5	11858	12.2
		高卒	353.3	6789	411.8	3433	16.6
J 66貸金業、投資業等非預金信用機関	高専・短大	293.9	497	309.3	372	5.2	
	大卒	330.3	11516	368.0	8006	11.4	
	計	J 63中小企業に含む		392.1	4412		
	高専・短大			413.3	1112		
J 68証券業、商品先物取引業	大卒			305.4	252		
	計			391.8	3032		
	高専・短大	388.0	9082	458.6	7043	18.2	
	大卒	427.1	2834	476.3	1992	11.5	
J 69保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	高専・短大	269.7	456	372.0	358	37.9	
	大卒	380.7	5606	458.6	4648	20.5	
	計	435.9	14475	495.7	13172	13.7	
	高卒	423.3	4456	434.8	2705	2.7	
性	J 69保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	高専・短大	358.1	653	424.6	714	18.6
		大卒	452.6	8957	519.9	9645	14.9
		計					
		高専・短大					

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 平成8年度産業分類変更
2 J 63、J 66は政府関係金融機関を除く

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

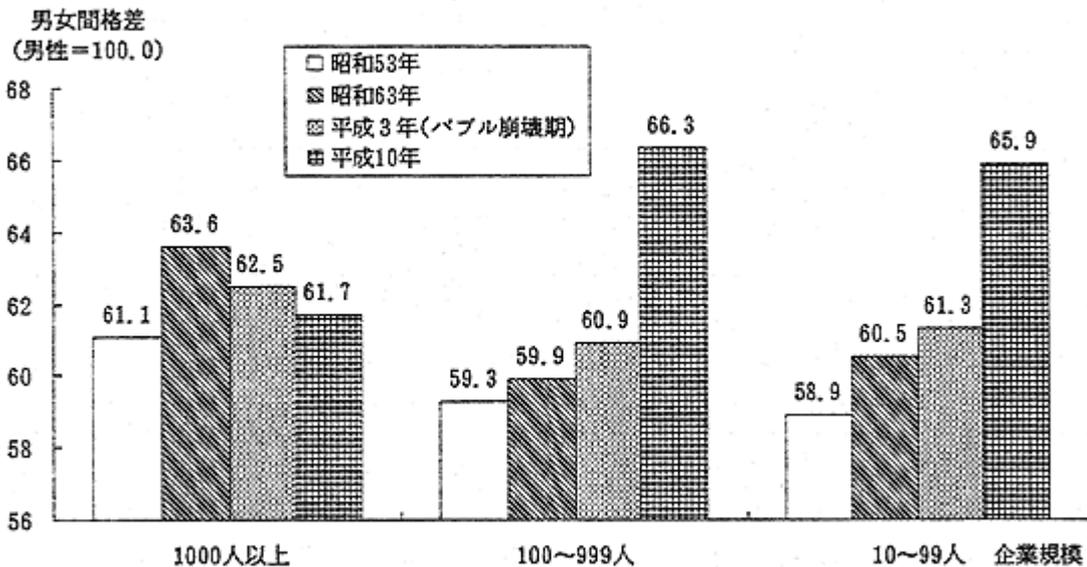
(2) 一般労働者の男女間賃金格差

ハ 中小企業で格差が大きく縮小、大企業では格差が拡大傾向

企業規模別に男女間賃金格差をみると、平成10年において格差が最も大きいのは、1,000人以上規模の大企業である。以前は、10～99人、100～999人規模の企業のほうが格差が大きかったが、中小企業では格差縮小傾向にあり、特に近年はその傾向が強くなっている。一方、大企業では昭和63年以降格差は拡大傾向にある(第1-28図)。

第1-28図 企業規模別男女間賃金格差の推移

第1-28図 企業規模別男女間賃金格差の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

中小企業で賃金格差の縮小が進んでいる要因としては、中小企業に勤める女性のうち、賃金格差が比較的小さい産業であるサービス業に勤める労働者の割合が拡大していることによると考えられ、一方、大企業で賃金格差が拡大傾向にある要因としては、高齢層の労働者割合の増加(後述のとおり高齢層では格差が拡大している)していること等によると考えられる。

I 働く女性の状況

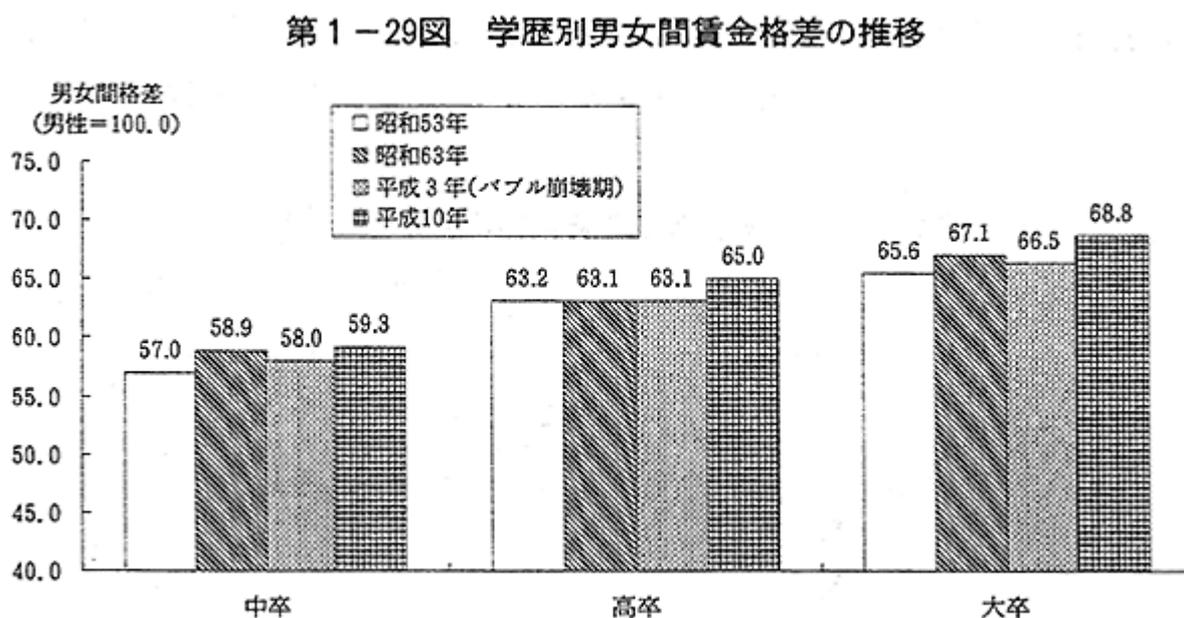
4 労働条件の状況

(2) 一般労働者の男女間賃金格差

ニ 高学歴ほど格差は小さい

学歴別に男女間賃金格差をみると、平成10年において格差が最も大きいのは中卒であり、学歴が高くなるにつれて格差は縮小している。時系列でみると、それほど大きな変化ではないが、どの学歴においても格差は縮小する傾向にある(第1-29図)。

第1-29図 学歴別男女間賃金格差の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

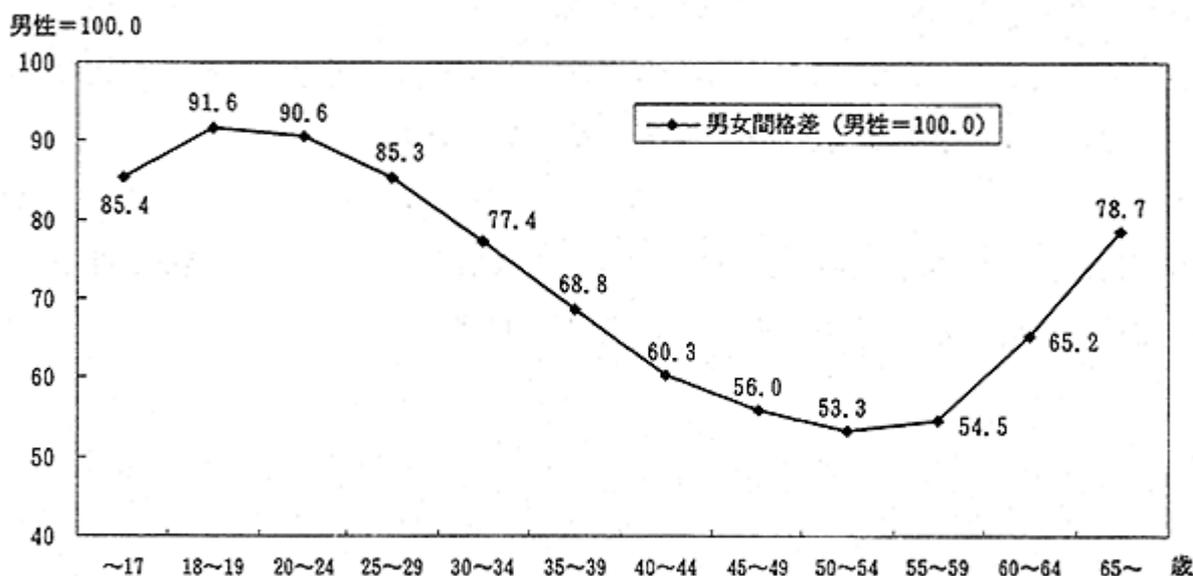
(2) 一般労働者の男女間賃金格差

ホ 高齢層では格差が拡大

年齢階級別に男女間賃金格差をみると、平成10年においては、年齢が上がるに伴い格差が拡大し、50～54歳層で格差が最大となっている。時系列でも、同じような傾向となっているが、格差が最も大きい年齢層が高齢層へシフトしている(昭和53年は40～44歳層、昭和63年は45～49歳層、平成3年及び平成10年は50～54歳層)(第1-30図)。

第1-30図 年齢階級別男女間賃金格差

第1-30図 年齢階級別男女間賃金格差

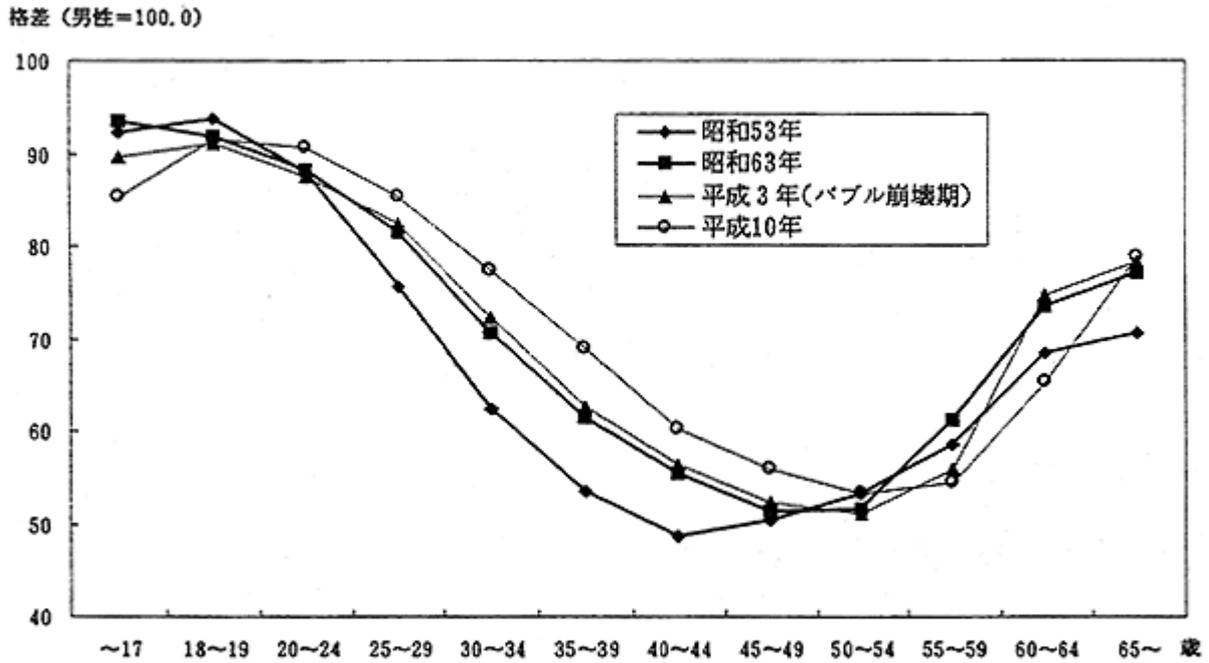


資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成10年)

その結果、時系列でみると50歳未満の年齢階級層においては格差は縮小する傾向にあるが、50歳以上の高齢層では逆に格差が拡大している(第1-31図)。

第1-31図 年齢階級別男女間賃金格差の推移

第1-31図 年齢階級別男女間賃金格差の推移



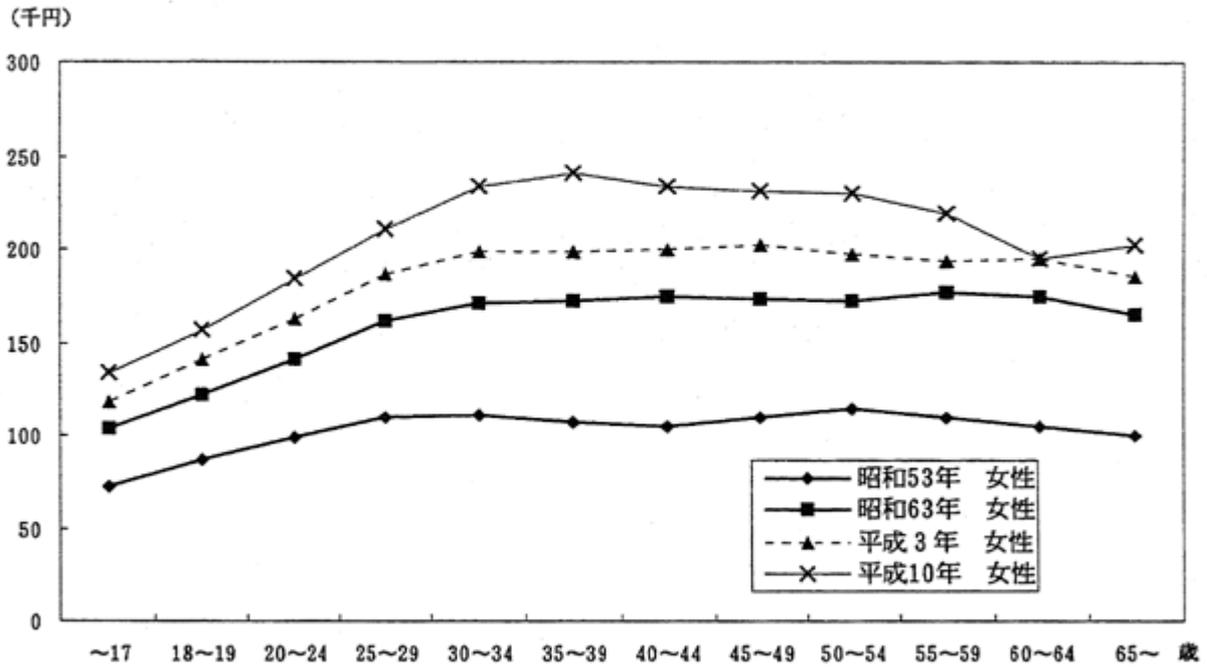
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

高年齢層で男女間賃金格差が拡大しているのは、女性の賃金カーブが、30~34歳層をピークに、それ以降はほぼ横ばいとなるのに対し、男性の賃金カーブは、50歳前後までは賃金が上昇するいわゆる年功カーブを描いているため、男性の賃金がピークとなる年齢層が男女間賃金格差の最も大きい層となる。

男性の所定内給与額の賃金カーブをみると、ピークの位置が高齢化しているため、格差が最も大きい層も高齢化し、それに伴って50歳以上の高齢層での賃金格差が拡大していると考えられる(第1-32図、第1-33図)。

第1-32図 年齢階級別所定内給与額の推移(女性)

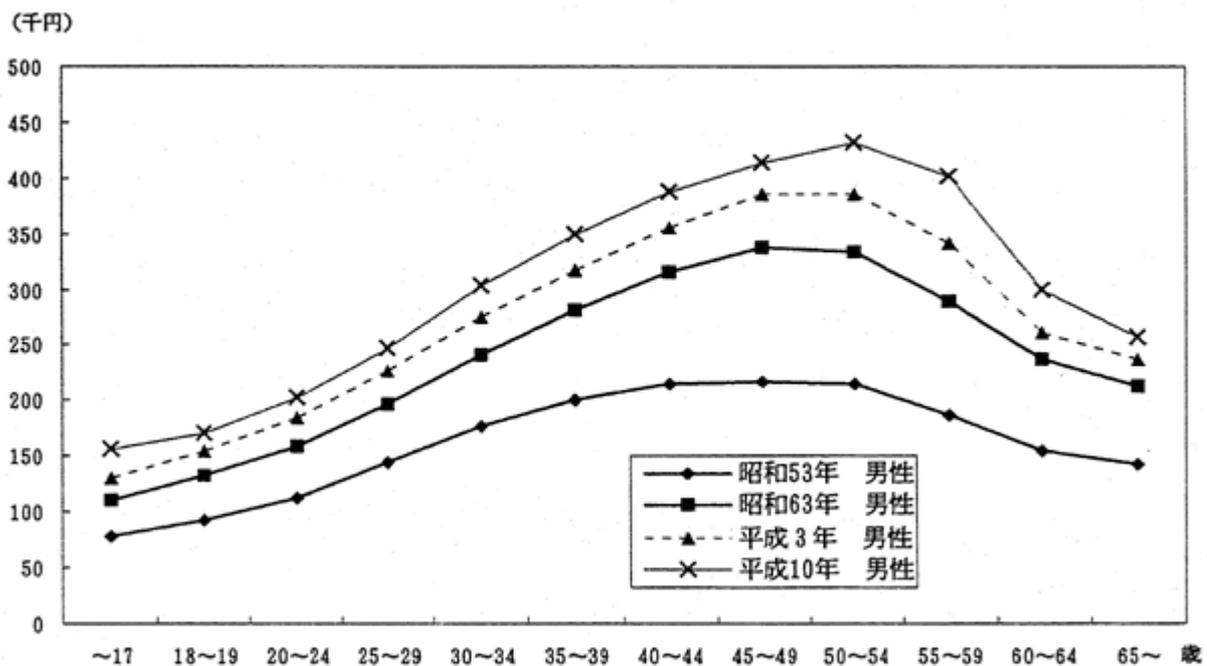
第1-32図 年齢階級別所定内給与額の推移（女性）



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-33図 年齢階級別所定内給与額の推移(男性)

第1-33図 年齢階級別所定内給与額の推移（男性）



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(3) 労働時間

イ 所定外労働時間が減少

労働省「毎月勤労統計調査」によると、平成10年の女性の常用労働者1人平均月間総実労働時間(事業所規模5人以上)は139.2時間(前年比1.3%減)で、うち所定内労働時間は134.7時間(同1.2%減)、所定外労働時間は4.5時間(同6.3%減)となった。総実労働時間、所定内労働時間は2年連続で減少し、3年連続で増加していた所定外労働時間が4年ぶりに減少した。一方、男性の総実労働時間(事業所規模5人以上)は166.4時間(前年比1.0%減)で、うち所定内労働時間は153.6時間(同0.4%減)、所定外労働時間は12.8時間(同7.2%減)であった。

他方、事業所規模30人以上についてみると、女性の総実労働時間は141.0時間(同1.3%減)で、うち所定内労働時間は135.7時間(同0.9%減)とともに2年連続で減少し、所定外労働時間は5.3時間(同10.2%減)と平成5年以来の減少となった。男性は総実労働時間は165.2時間(同1.0%減)、うち所定内労働時間は150.5時間(同0.1%減)、所定外労働時間は14.7時間(同8.7%減)となっている。

平均月間出勤日数(事業所規模5人以上)は、女性では19.5日、男性では20.4日で、ともに前年より0.1日の減少であった(付表49)。

女性1人の平均月間労働時間(事業所規模5人以上)を産業別にみると、総実労働時間では鉱業(153.0時間)が最も長く、次いで建設業(152.5時間)、製造業(146.4時間)の順となっている。パートタイム労働者の占める割合が高い卸売・小売業、飲食店では127.2時間と最も短い。所定内労働時間でも順位は変わらず、鉱業(149.3時間)、建設業(149.1時間)、製造業(141.2時間)であり、卸売・小売業、飲食店(124.0時間)となっている。事業所規模30人以上についてみると、総実労働時間では建設業(155.0時間)が最も長く、次いで鉱業(154.4時間)、製造業(148.8時間)の順になっている。所定内労働時間でも建設業(149.2時間)、鉱業(148.8時間)、製造業(142.6時間)が長く、卸売・小売業、飲食店(124.4時間)が最も短くなっている(付表50-(1)、付表50-(2))。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

平成11年4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行され、女性の就業環境等が大きく変化してきている。少子・高齢化が進行するなかで、女性労働力の活用が重要視されている。

改正男女雇用機会均等法の施行直前に実施された「平成10年度女性雇用管理基本調査」により、女性の活用状況を見ていく。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

イ 「いずれの職種・コースとも男女とも募集」の割合が最も高い

新規学卒者又は中途採用者の募集状況を見ると、いずれの区分でも「いずれの職種・コースとも男女とも募集」とする企業の割合が最も高く、四年制大学卒事務・営業系で71.7%、四年制大学卒技術系で62.2%、短大・高専卒事務・営業系55.5%、短大・高専卒技術系59.7%、高校卒事務・営業系46.2%、高校卒技術系42.3%、中途採用者で42.7%となっている。

一方、「いずれの職種・コースとも女性のみ募集」とする企業割合は、短大・高専卒事務・営業系25.2%、高校卒事務・営業系23.9%である一方、「いずれの職種・コースとも男性のみ募集」が四年制大学卒技術系で24.7%、高校卒技術系で37.1%みられる(付表51)。

また採用の状況を見ると、新規学卒者では四年制大学卒事務・営業系では「いずれの職種・コースとも男女とも採用」が47.5%と最も高く、四年制大学卒技術系では「いずれの職種・コースとも男性のみ採用」が最も高く46.6%となっている。短大・高専卒と高校卒では事務・営業系では「いずれの職種・コースとも女性のみ採用」(それぞれ46.8%、38.5%)が、技術系では「いずれの職種・コースとも男性のみ採用」(それぞれ36.5%、52.5%)が最も高くなっている。

中途採用者については、「いずれの職種・コースとも男女とも採用」が33.6%と最も高くなっている(付表52)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

□ コース別雇用管理制度は、金融・保険業、大企業の導入割合が高い

コース別雇用管理制度を「導入している」とする企業の割合は7.0%で、平成7年度の「女子雇用管理基本調査」より2.3%ポイント上昇している。「導入している」企業を産業別にみると、金融・保険業が42.0%と最も高く、平成7年度調査と比較しても8.0%ポイント上昇している。また、企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「導入している」とする企業割合が高く、5,000人以上規模で53.0%、1,000～4,999人規模で41.1%となっている。

「コース転換制度あり」の企業割合は61.2%であり、「コース転換の仕方」をみると、いわゆる「一般職」から「総合職」への転換が55.9%と高く、「総合職」から「一般職」への転換は27.8%となっている。

いわゆる「総合職」について「採用あり」とする企業のうち「男性のみ採用」が最も高く53.7%、「男女とも採用」は42.4%となっている。一方、いわゆる「一般職」について「採用あり」とする企業のうち「女性のみ採用」が最も高く60.8%、「男女とも採用」は35.8%となっている。いずれのコースとも「男女とも採用」が平成7年度調査より増加している(付表53)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

ハ 転居を伴う配置転換は「男性のみ実施」が多い

部門別に配置状況をみると、各部門とも「いずれの職場にも男女とも配置」しているとする企業割合が最も高く、その割合が高い部門は「人事・総務・経理」88.4%、「企画・調査・広報」81.2%、「情報処理」79.3%となっている。

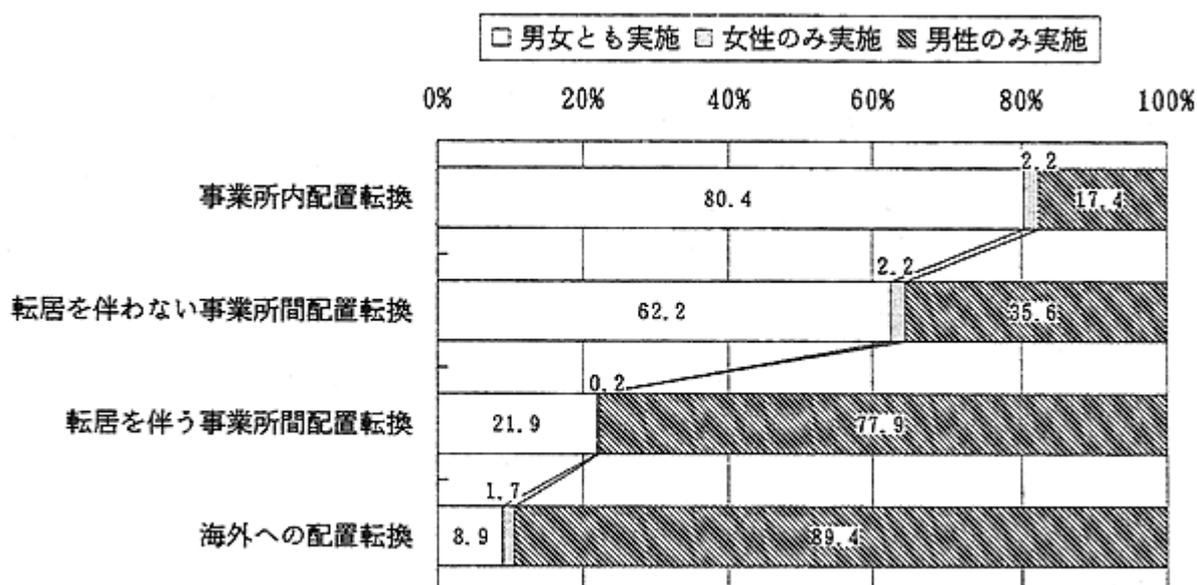
一方、「女性のみ配置の職場がある」割合が高いのは、「人事・総務・経理」10.0%であり、「男性のみ配置の職場がある」割合が高いのは、「営業」37.8%、「研究・開発・設計」26.6%「生産」25.9%となっている(付表54)。

女性のみ配置の理由としては「女性の特質・感性を生かすことができる」、「技能や資格を持つ女性がいる」、「男性の適任者がいない」などになっている。男性のみ配置の理由としては「女性の適任者がいない」、「技能や資格を持つ女性がいなない」、「配置を希望する女性がいなない」が挙げられている。

過去3年間に配置転換を行った企業についてその実施状況をみると、事業所内配置転換、転居を伴わない事業所間配置転換については、「男女とも実施」とする企業割合が高いが、転居を伴う事業所間配置転換では77.9%、海外への配置転換については89.4%の企業が、「男性のみ実施」としている(第1-34図)。

第1-34図 配置転換の種類、配置転換の実施状況別企業割合(過去3年間)

第1-34図 配置転換の種類、配置転換の実施状況別企業割合(過去3年間)



資料出所：労働省「女性雇用管理基本調査」(平成10年度)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

ニ 管理職全体に占める女性の割合は課長、係長で増加

役職別に女性管理職を有する企業割合をみると、部長相当職7.1%(平成7年度8.4%)、課長相当職20.1%(同18.0%)、係長相当職39.6%(同42.4%)となっている。また、役職別に管理職全体に占める女性の割合は、部長相当職では全体の1.2%(同1.5%)、課長相当職では2.4%(同2.0%)、係長相当職では7.8%(同7.3%)となっている。

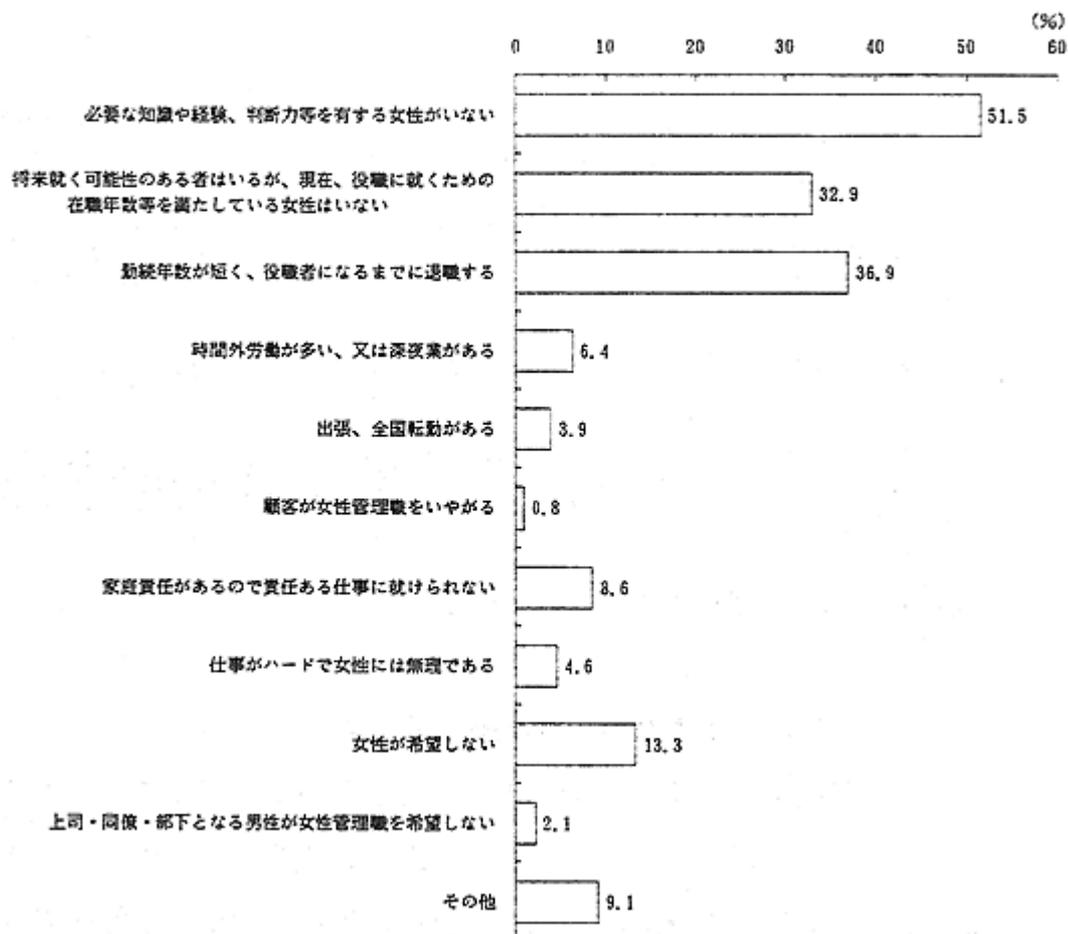
産業別にみると、金融・保険業、サービス業において女性管理職を有する企業割合が高く、金融・保険業では部長相当職8.1%、課長相当職36.7%、係長相当職71.0%、サービス業では、それぞれ11.8%、27.7%、50.1%となっている。

女性管理職が少ない(1割未満)又は全くいない理由としては、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいなく」とする企業割合が51.5%と最も高く、次いで「勤続年数が短く、役職者になるまでに退職する」36.9%、「将来就く可能性のある者はいるが、現在、役職者に就くための在職年数等を満たしている女性がいなく」32.9%となっている(第1-35図)。

第1-35図 女性管理職が少ない又は全くいない理由別企業割合(M.A.)(女性管理職が少ない(1割未満)、全くいない役職区分が1つでもある企業=100)

第1-35図 女性管理職が少ない又は全くいない理由別企業割合 (M. A.)

(女性管理職が少ない(1割未満)、全くいない役職区分が1つでもある企業=100)



資料出所：労働省「女性雇用管理基本調査」(平成10年度)

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

ホ 教育訓練は男女とも実施が最も多い

新人職員研修、管理職研修、業務の遂行に必要な能力を付与する研修、その他の研修について、「いずれの教育訓練も男女とも実施」した企業割合がそれぞれ82.9%、54.2%、71.6%、75.2%と最も高くなっている。管理職研修については「男性のみ実施した教育訓練あり」が45.3%と高いが、これには女性対象者がいなかったものも含まれる(付表55)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

へ 住宅等の貸与では「男性のみ対象」がみられる

「生活資金の貸付制度」「住宅資金の貸付制度」「定期的な金銭給付制度」「資産形成のための金銭給付制度」については、ほとんど「男女とも対象」になっている。「世帯用住宅の貸与」「独身寮も貸与」については「男女とも対象」が最も高いが、「男性のみ対象」もそれぞれ16.4%、29.6%みられる(付表56)。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

ト セクハラ防止のための具体的対策を行っていない企業が8割を占める

セクシュアルハラスメントの防止のための取組については、「労働者からの苦情・相談があった場合には真摯かつ迅速に対応している」企業割合が64.1%と高いが、その他の取組に対しては、「行っていない」が8割を占め、このうち2割程度の企業が、「今後取り組む予定あり」としている(付表57)。

相談体制については、女性が仕事をする上での相談や苦情、不満のうち「男女均等取扱い」「セクシュアルハラスメント」についてみると、「上司が相談を受ける」とする企業割合はそれぞれ66.6%、63.3%と最も高く、次いで「人事労務担当部署が相談を受ける」がそれぞれ56.1%、51.7%となっている。

I 働く女性の状況

4 労働条件の状況

(4) 雇用管理

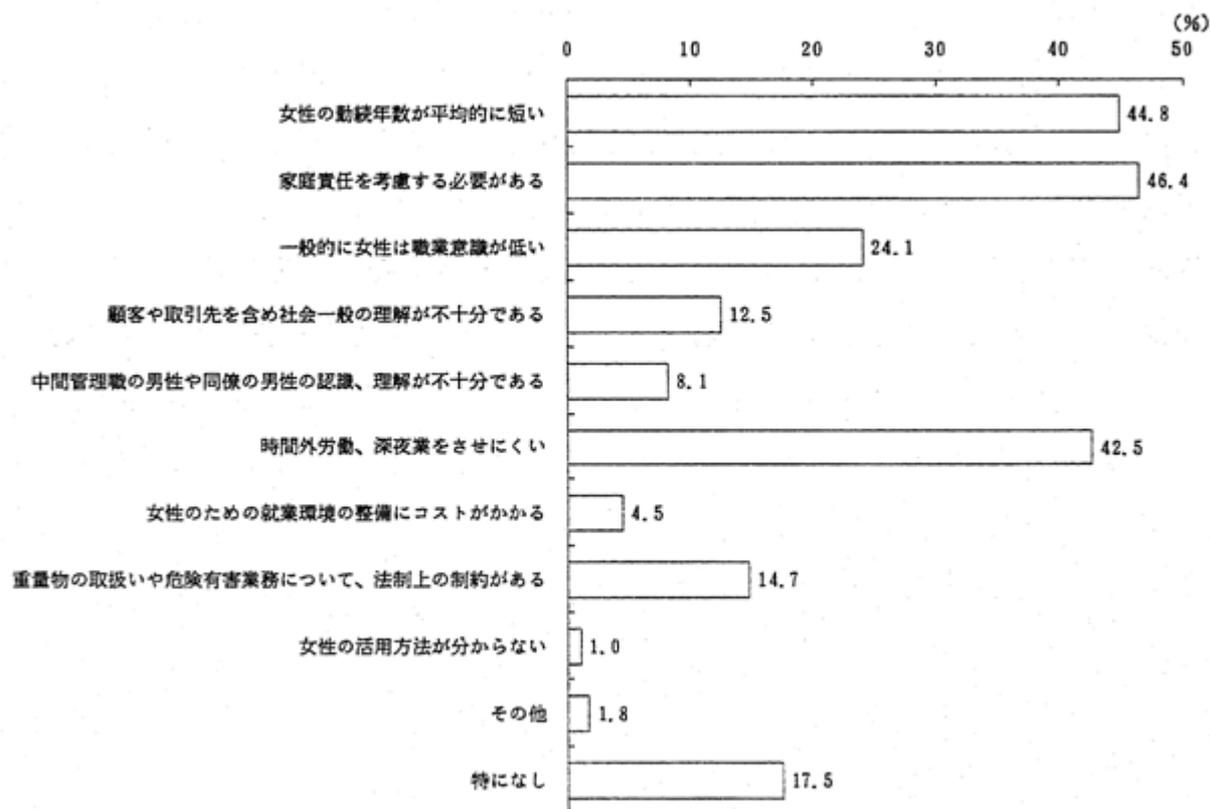
チ 女性の活用に当たっての問題点、取組

女性の活用に当たっての問題点をみると、「家庭責任を考慮する必要がある」が46.4%と最も高く、次いで「女性の勤続年数が平均的に短い」が44.8%と多くなっている(第1-36図)。

第1-36図 女性の活用の問題点別企業割合(M.A.)(全企業=100)

第1-36図 女性の活用の問題点別企業割合 (M. A.)

(全企業=100)



資料出所：労働省「女性雇用管理基本調査」(平成10年度)

女性の活用に当たって企業が行っている取組についてみると、「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」38.9%、「女性がいらない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に活用する」29.3%、「女性がいらない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に登用する」27.9%となっている(付表58)。

女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消に伴い女性雇用管理が変わるとする企業は6割程度みら

れ、変化の内容としては、「女性が配置される部署が広がる」28.6%、「責任ある職務につく女性が増える」28.1%、「女性の時間外労働が増える」が27.5%となっている(付表59)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(1) パートタイム労働者の就業状況

イ 女性の短時間雇用者数は4年連続で増加

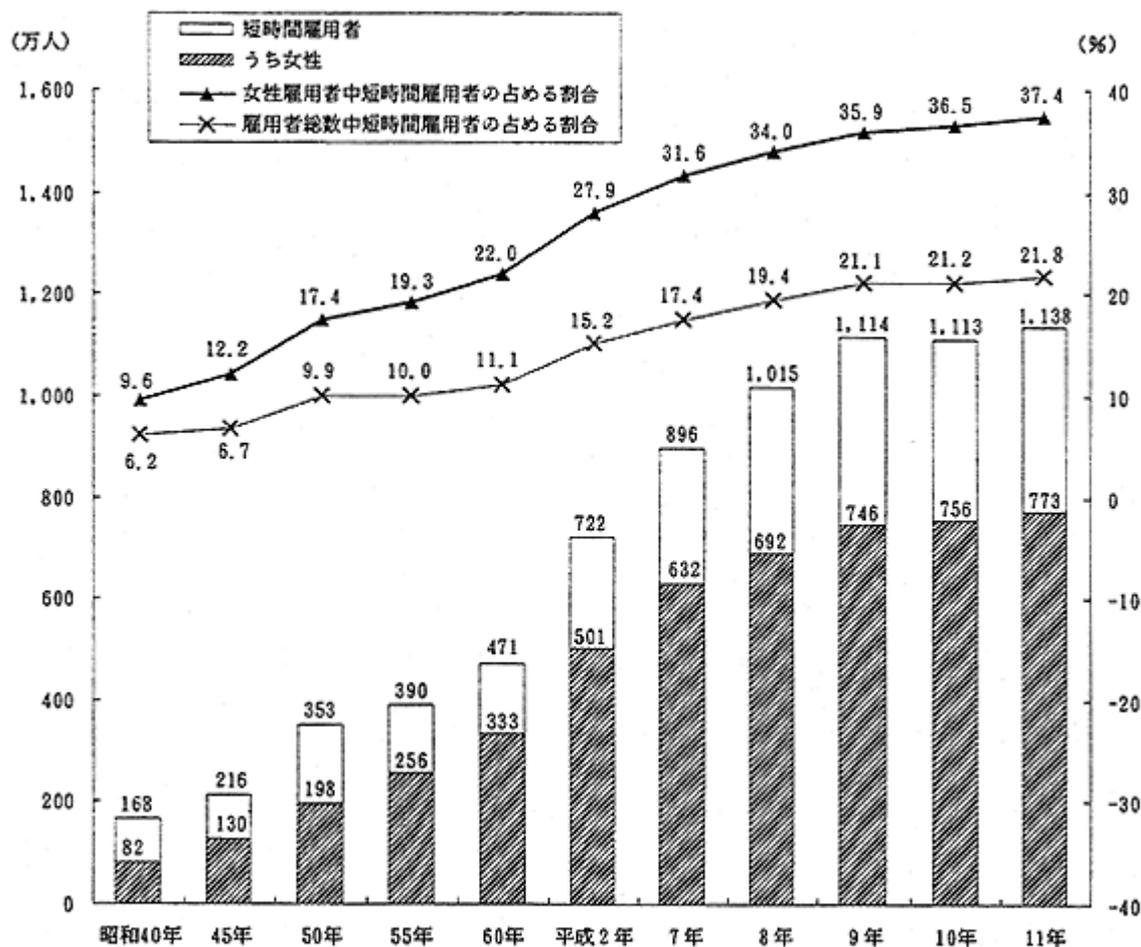
総務庁統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者(以下「短時間雇用者」という。)は、平成11年には、1,138万人(男女計)となり、前年に比べ25万人とかなりの増加(前年比2.2%増)となった。

平成11年の非農林業雇用者総数(休業者を除く)は5,226万人で、前年に比べ35万人減少(0.7%減)しており、非農林業雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は21.8%と前年より0.6%ポイント上昇した。

平成11年の女性の短時間雇用者数は773万人(短時間雇用者総数の67.9%)で、前年に比べ17万人増加し、4年連続の増加となった。女性の非農林業雇用者2,065万人(休業者を除く)に占める短時間雇用者の割合は37.4%であり、非農林業雇用者数の減少と短時間雇用者数の増加により前年に比べ0.9%ポイントの上昇となった(第1-37図、付表63)。

第1-37図 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数の推移-非農林業-

第1-37図 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数の推移-非農林業-



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(注) 雇用者数は休業者を除く

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(1) パートタイム労働者の就業状況

□ 新規求人倍率、有効求人倍率ともに2年連続の低下

労働省「職業安定業務統計」より、平成11年のパートタイム労働者の求人・求職状況をみると、新規求人数(男女計)は、月平均で14万7,694人で、前年に比べ1万1,112人増(前年比8.1%増)となり、前年は5年ぶりの減少であったが再び増加となった。新規求職者(男女計)は、月平均8万6,068人であり、8,142人増(前年比10.4%増)となった。新規求人倍率は1.72倍で前年(1.75倍)より0.03ポイント低下した。また、有効求人倍率も1.11倍となり前年(1.16倍)より0.05ポイント低下している(付表66)。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(1) パートタイム労働者の就業状況

ハ 労働移動は引き続き活発

労働省「雇用動向調査」により、平成10年の労働市場における女性パートタイム労働者の動きをみると、入職者は118万100人(前年比5.0%増)、離職者数は116万8,600人(同12.4%増)となった。また、入職率(在籍者に対する入職者の割合)と離職率(在籍者に対する離職者の割合)をみると、入職率は25.9%(前年差0.6%ポイント上昇)、離職率は25.6%(同2.2%ポイント上昇)と前年に比べてともに上昇しており、女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発化している。

また、パートタイム労働者の職歴別入職者状況をみると、入職者に占める一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者で新規学卒者以外の者)の割合は44.4%(平成9年46.6%)であり、転職入職者の割合は49.5%(同43.2%)となっており、転職入職者の割合が高まっている(付表29)。

(注)「雇用動向調査」によるパートタイム労働者は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者又は、その事業所の一般労働者と1日の労働時間が同じでも、1週の所定内労働日数が少ない者をいう。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(2) パートタイム労働者の就業実態

イ 製造業では短時間雇用者数も減少

総務庁統計局「労働力調査」により平成11年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が290万人で最も多く(女性の短時間雇用者総数に占める割合は37.5%)、次いでサービス業が253万人(同32.7%)、製造業が124万人(同16.0%)となっており、これら3産業で86.3%が雇用されている。

前年との増減をみると、卸売・小売業、飲食店が14万人増(前年比5.1%増)、サービス業が8万人増(同3.3%増)と増加しているが、製造業では4万人の減少(同3.1%減)となっている(付表64)。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、1～29人規模が313万人で最も多く、女性の短時間雇用者全体の40.5%を占め、次いで、500人以上規模が155万人で20.1%となっている。前年と比較すると、女性の短時間雇用者はどの規模においても増加しており、構成比に大きな変化はみられない(付表65)。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(2) パートタイム労働者の就業実態

□ 若年層の女性パートタイム労働者の割合が増加

女性パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」により平成10年の状況をみると、調査対象の女性パートタイム労働者のうち35～44歳層が22.9%(9年23.8%)、45～54歳層が32.5%(同34.9%)、55～64歳層で15.7%(同16.4%)となっている。一方前年わずかに減少した若年層では、20歳未満の割合が5.3%(同4.3%)、20～29歳層の割合が14.2%(同11.9%)と増加している(付表67)。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(2) パートタイム労働者の就業実態

ハ 平均勤続年数は5年ぶりに短縮

女性パートタイム労働者の平均勤続年数は労働省「賃金構造基本統計調査」によると平成10年は平均4.8年であり、前年に比べ0.3年短縮し、5年ぶりの短縮となった。企業規模別では、1,000人以上で4.7年、100～999人及び10～99人では4.8年となっている。

産業別では、製造業が6.1年と最も長く、次いで卸売・小売業、飲食店が4.4年、サービス業が4.2年、金融・保険業が4.0年の順になっている(付表68)。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(2) パートタイム労働者の就業実態

ニ 労働時間、労働日数ともに減少

「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間は5.5時間で前年より0.2時間減となった。実労働日数も19.4日と前年より0.4日減となった。産業別では製造業が、実労働時間(6.1時間)、実労働日数(20.1日)と他の産業に比べやや長い傾向がみられる(付表69)。

1 働く女性の状況

5 パートタイム労働者等の状況

(2) パートタイム労働者の就業実態

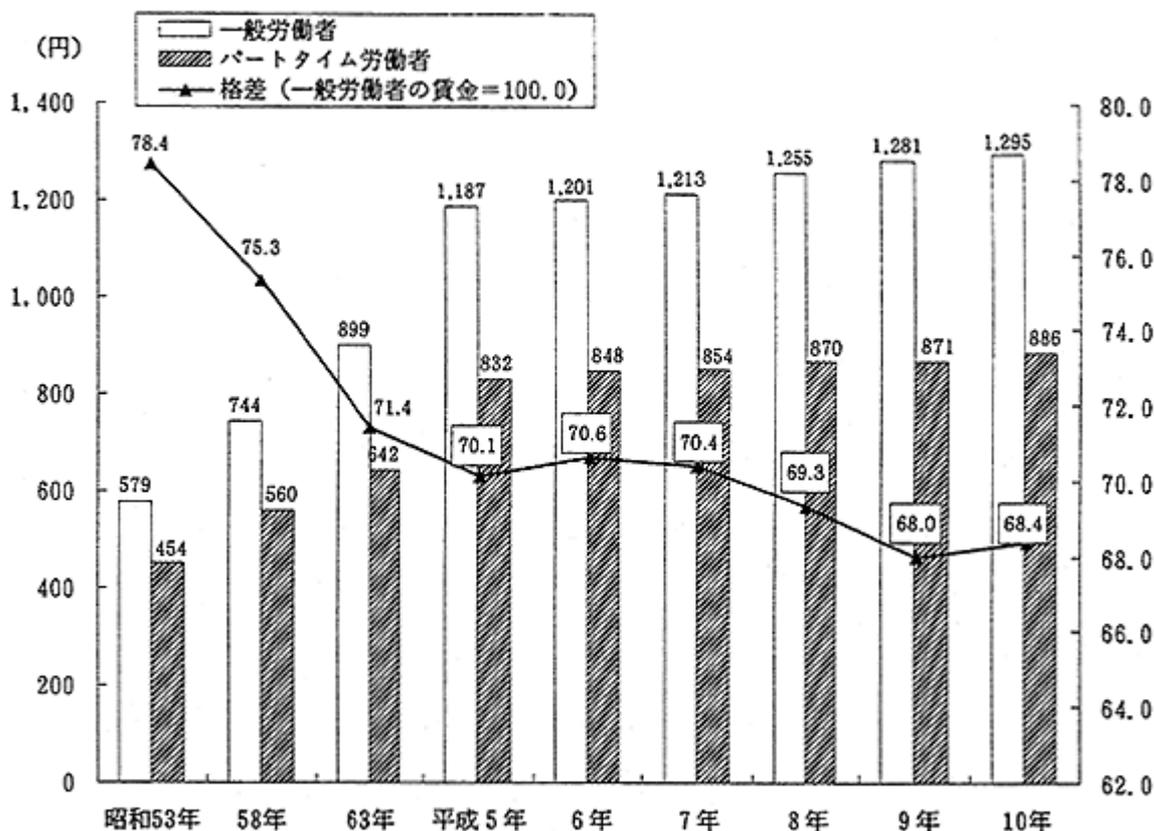
ホ 1時間当たり所定内給与額は増加、年間賞与、その他特別給与額は6年連続で低下

「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は886円で、前年に比べ15円増加し前年比では1.7%増となり、前年の増加率(0.1%)を大幅に上回った。

また、女性パートタイム労働者と女性一般労働者との賃金格差についてみると、平成10年は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100.0とした場合、パートタイム労働者は68.4となった。賃金格差は近年拡大傾向にあるが、平成10年においては0.4%ポイント縮小となった(第1-38図)。

第1-38図 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移

第1-38図 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

年齢階級別にみると、25～29歳が954円と最も高く、次いで30～34歳が916円、55～59歳が899円となっている。産業別にみると、金融・保険業1,025円(9年970円)と最も高く、サービス業1,016円(同982円)、卸売・小売業,飲食店846円(同843円)、製造業825円(同814円)の順になっている。企業規模別にみると、1,000人以上規模で904円(同887円)、100～999人規模901円(同889円)、10～99人規模では861円(同842円)となっている(付表70)。

女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、6万4,800円となっており、平成5年以来6年連続で低下している。産業別にみると、金融・保険業が10万5,800円と最も高く、次いで製造業の9万5,800円、サービス業の6万2,900円、卸売・小売業,飲食店の4万7,400円となっている。企業規模では、100～999人規模が7万700円、1,000人以上規模が6万9,100円、10～99人規模で5万6,300円の順になっている(付表71)。

(注)「賃金構造基本統計調査」によるパートタイム労働者は、1日の所定労働時間又は、1週間の労働日数が事業所における一般労働者より少ない常用労働者をいう。

I 働く女性の状況

6 家内労働

(1) 家内労働者の就業状況

イ 家内労働者数は引き続き減少

労働省「家内労働概況調査」によると、平成11年の家内労働者数は、36万5,147人で、前年に比べ5万3,867人(前年比12.9%減)の減少となった。

男女別にみると、女性は33万9,104人、男性は2万6,043人であり、前年と比較すると、女性は5万397人(同12.9%減)、男性は3,470人(同11.8%減)の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は34万507人(家内労働者総数に占める割合93.2%)、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専属的家内労働者」は2万1,058人(同5.8%)、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は3,583人(同1.0%)となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている(付表72)。

家内労働者数は、昭和49年の景気後退を契機に大幅な減少に転じ、以後減少が続いている。家内労働法が制定された昭和45年と比べると、平成11年では20%程度まで減少している。

(注) 家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者をいう。

I 働く女性の状況

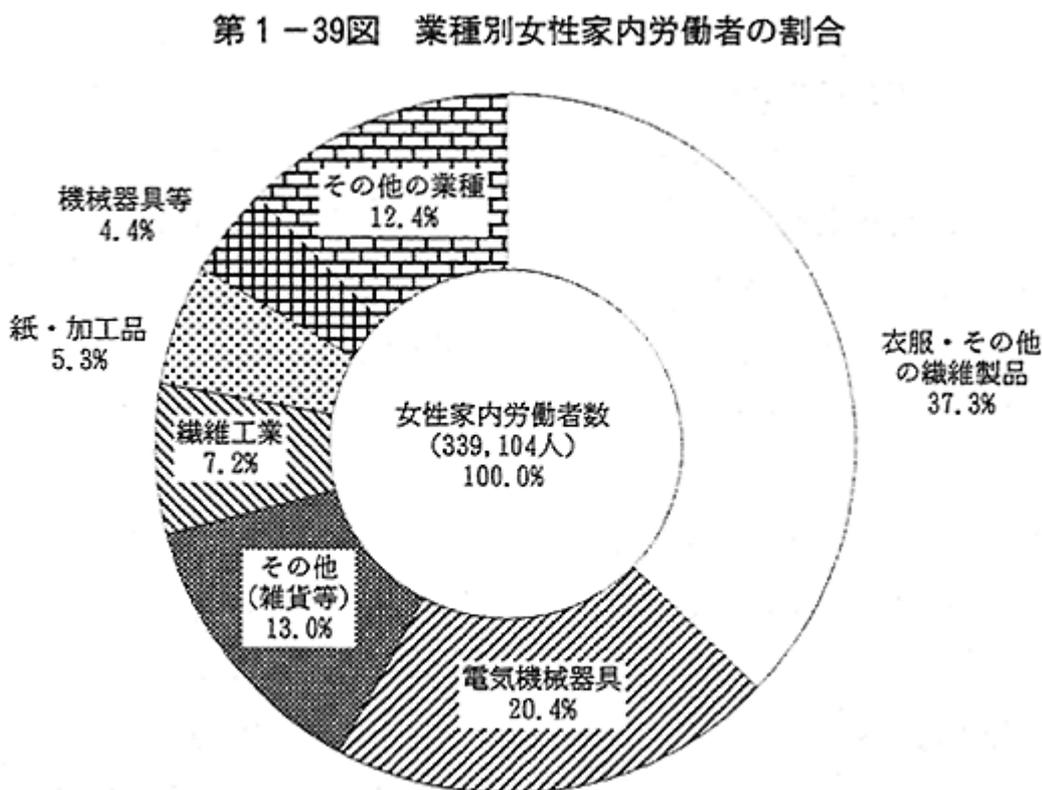
6 家内労働

(1) 家内労働者の就業状況

□ 業種では繊維関係が多い

労働省「家内労働概況調査」により、平成11年における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「衣服・その他の繊維製品」が12万6,484人(女性の家内労働者総数に占める割合37.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具」が6万9,165人(同20.4%)、「その他(雑貨等)」が4万4,243人(同13.0%)、「繊維工業」が2万4,270人(同7.2%)となっており、これら4業種で女性の家内労働者全体の77.9%を占めている(第1-39図、付表73)。

第1-39図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：労働省「家内労働概況調査」(平成11年)

I 働く女性の状況

6 家内労働

(1) 家内労働者の就業状況

ハ 女性家内労働者は年齢、経験年数ともに上昇

「家内労働実態調査」により、平成10年度の家内労働者の年齢構成をみると、女性は50～60歳未満が28.8%と最も多く、次いで40～50歳未満が23.1%、60～70歳未満が21.9%の順となっている。

平均年齢は女性が52.6歳、男性が60.8歳となっており、前回調査(平成8年度)と比べると、女性は1.4歳高くなっているが、男性は0.1歳低くなっている。

家内労働者が家内労働に従事している経験年数は、女性では「10年以上」が47.6%、「3～6年未満」が17.8%、「6～10年未満」が16.8%となっている。男性では「10年以上」が67.5%を占めている。平均経験年数は女性は11.1年、男性は20.1年である。平均年齢の変化にともなって、女性の平均経験年数は上昇している。

I 働く女性の状況

6 家内労働

(2) 家内労働者の労働条件

イ 平均就業日数、平均就業時間ともに低下

労働省「家内労働実態調査」によると、平成10年9月における家内労働者の月間平均就業日数は、女性が18.3日、男性が20.7日となっている。また、1人当たりの1日平均就業時間は女性5.3時間、男性8.1時間であり、前回調査(平成8年度)よりも平均就業日数が女性1.1日減、男性1.0日減、平均就業時間は女性0.2時間減、男性0.6時間減、とともに低下している。

I 働く女性の状況

6 家内労働

(2) 家内労働者の労働条件

□ 平均工賃月収額は低下

家内労働者1人当たりの平均工賃月収額(必要経費を除く)は、女性は4万2,135円、男性は16万2,323円であり、男女とも前回調査(女性4万3,410円、男性17万7,855円)より低下している。特に男性は1万5,532円減と大幅に低下した。1時間当たりの平均工賃額をみると、女性は485円、男性は877円であり、男性は前回調査よりも32円減であったが、女性は43円増であった。
